

397

135



始



ボック氏

天然紀念物保存

397-135



ボック氏天然紀念物保存

目次

緒言	一
第一 天然紀念物の意義	二
第二 天然紀念物の例	四
土地、地質、植物界及動物界の天然紀念物	六
第三 天然紀念物保存上の諸設營	八
甲 天然紀念物の安定	八
目録の作成、地圖記入、保安、標記、保護の施設	二二
乙 學校に於ける天然紀念物保存	三二
小學校、專門學校、師範學校、中等學校、大學、高等學校及其他の教育所	三二
丙 特志の天然紀念物保存	五八
團體、個人	五八

大正
10. 4. 7
寄贈

寄贈本

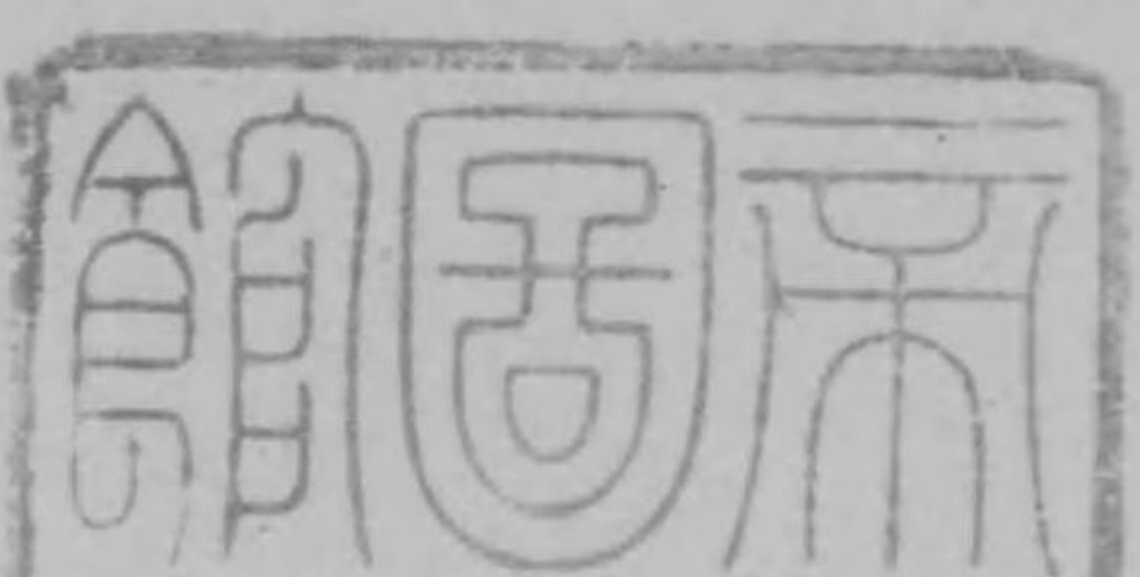
丁 官公衙の法規……………七二

市町村郡の管理、國家的管理、普魯西、獨逸國、其他の諸國……………七二

結論……………一〇八

ボック氏天然紀念物保存

緒言



第十九世紀は自然科学の世紀と謂つて不可なることは無い。二重の意味で然りである。一は生物の不斷の進化を前提とする新しい世界觀の紹介で、此にはダーキンの名を冠するのである。今一は蒸汽電氣の天然力を人生の利用に供したことである。反語のやうに聞ゆるが、此兩面の發達が異常であつただけ夫れだけ、原始の天然には不幸となつたのである。或は學術研究の目的で、或は娛樂の用に供する爲に、或は金儲けの爲に、天然物を採取蒐集したること、前世紀に於けるよりも多かつことは何れの時代にも有つたことではない。斯くて根絶された珍種植物の数は非常に多い。従前澤山に出現した甲蟲や蝶類の今日最早其場處に見るを得ざるに至つたものも少くない。美麗な有用鳥類も絶滅に近づいたもの亦數ふるに違あらずである。天然物に關する知識の進歩したに拘らず之を尊重することはせず、却て之を藐視するの無分別が擴がつたやうである。今日でも修學旅行の學生などは、出来る

だけ多く摘み取らねば、花を愛するといふ義理が立たぬかの如くに心得て居る。そして後で見ると或は路上に、或は宿屋の卓上に、室内に、萎れた残骸が散亂してゐるのである。けれども一番の大敵は工業と共に進歩する文明である。山の一角は全然切り崩されて建築用の石材に使はれる。實業上の施設の爲に河流飛瀑の勝景を臺無しにする。鐵道を通ずる爲に森林の一部又は一本立の老樹巨木は伐り倒される。泥炭地も開墾される。短く言へば苟も經濟上の目的よりする要求に對しては如何なる場合でも天然を犠牲にして憚らぬのである。

然るに漸次に、極めて徐々にではあつたが、右の如くにして貴重な補償の出來ぬ價值ある物を失ひつゝあり又既に失つて仕舞ふたことを悟つて、今日が保護の手段を講ずる絶好時期であることに氣が附いて來たのである。初の中は單に注目し値する物件、特殊な形を備ふる岩石樹木、珍種の動植物を保護せんと努めたのであるが、終には其様な個々の物件のみを保護すべきではない、凡そ天然の原始的純粹な作用を示すもの、年古りて神聖視され崇敬されて來たもの、祖先の愛護して遺したものの等一切を保存することにせねばならぬといふ考が、段々と生じて來たのである。斯くて郷土保護の運動が起つた。乍併古代の建築物、美術工藝、紀念物を調査研

究する努力は幾多の文明國では、既に久しき以前より例へば普魯西では一八四三年七月一日の法令に依りて政府事業として行ふて居たに拘らず、天然紀念物の保護は、前世紀に於ては、初め全く個人的に經始されたのである。經濟的物質的利益を重んずること甚しく、天成物の價值を全然忘却して居る觀があつて、天然保護の事業は地歩を占むるに當初甚だ困難であつたのである。天然保護の思想は前世紀に於ても既に幾多の發表を見たること固よりではあるが、一般に其必要を認めらるるには時機未だ熟せずであつた。著しき進歩を見るに至つたのは十年を多く出でない最近のことである。

一八九八年普魯西議院に於て文部省豫算案を議するに當り、代議士ウエッテカム氏は指摘した。植物園の維持精しく言へば外國植物愛護の爲に、年々巨額の經費を消費するが内國の植物界動物界を保護することも亦、右に劣らず緊要であると。此刺戟は實に文部省と農務省とを策勵して、保護事業の歩を進めしむるに效力があつた。大學及他の諸學校の教授教師等も、共同して意見書を提出し、政府より天然紀念物保護に關する法令を發布するが必要であるといふことを開陳した。その内に在ダンチヒ西普魯西州立博物館長コンウンツ博士が、原始森林の損傷に關する

建白書を伯林の山林局長に提出した。濫伐に由る傷害を指摘し、保存區域を設定して森林紀念物の目錄を調製せんことを提議したものである。山林局は此提議に全然賛成したので、コンウンツは農務省の命を受けて、西普魯西州山林植物譜といふ此種初めての目錄を著はした。後又文部省の委託に依つて天然紀念物の損傷と其保存の建議といふ浩瀚な意見書を完成した。此れが其後普魯西及他の諸國に於て天然紀念物保存の方法を制定するに至つた基礎を爲したのである。

第一 天然紀念物の意義

吾人の知る所では、天然紀念物といふ語は、アレキサンデル、フォン、フムボルトが老巨木を *Monument de la Nature* と呼んだのに始まる（一八一九年）。それから一八七四年に、シウインフルトといふ人が亞非利加内地の雄大な岩塊に此稱呼を應用したのである。然しながら斯んなに臨機的に用ひた稱呼は廣く世の注意を惹くに至らなかつた。ウエストフーレン州學藝協會で一八七五年より一八八五年までの間、藝術歴史及天然の紀念物研究委員會の報告を公にしたが、同州に於ける天然紀念物保存の施設は、何の頁にも記載する所なきを以て見れば、此委員會の名稱も目的も忘れ

られたものと思はれる。コンウンツに依つて始めて同語の意義に明確な解釋を得たのである。茲に簡單に其の所説を擧ぐることにする。紀念物といへば、本來建築及美術上の紀念物、若くは有史以前の紀念物を包括するものであるが、氏は此意義より出發して更に歩を進めて曰く、されど或物件を評價するには其の周圍の天然をも亦必ず逸すべからざるものであるといふ意見は既に早くから至當と認められた所である。ウツツは假令歴史的にも藝術的にも秀逸の物と認め得ざるも、若しそれが周圍の建築物若くは土地に美觀を添ゆる物ならば有用のものとすることに足る。斯の如き物件を紀念物の數中に算入するとすれば、それは人間が環境地の美觀を感受する天性を具有するに依つて然るを得るので、一の例外と見るべしと言ふて居るが然しながら天然は工藝紀念物に伴隨して其價值があるのみならず、天然の創造物自體に於て亦紀念物を示して居る。傑作の尖柱石碑が有史時代の紀念物である如く、又嘗て死者の紀念の爲に人間の手で建てた粗末な岩片が有史以前の紀念物である如く、嘗て地球發達の或時期に、天然の力で遠方から低地地方に到達した漂石は夫れ自體が既に天然の紀念物である。或は又古昔文明時代の工藝的に築き上げた城壘墓塚が有史以前の紀念物である如く、人間の加工を用ひずして成生し

たる而も構造や形状や大きさに於て顯著な山岳丘陵は、天然の記念物たるを失はない。亦自然の儘の土地も其地形河流湖沼及其處に固有なる植物群落、動物群落を包括した全部の區域を、天然の記念物と見なければならぬ。原始植物區系動物區系の珍稀なる種屬並に個體をも同じく然りとすべきであると、氏は更に其意義を擴張して處女地は文明諸國に於ては今日尙存留するもの甚だ稀であるから、自然の芽生、又は種子の散布で生成した林野は同じく天然記念物と見るべきである。之に反して栽培した樹木、村落の菩提樹、並木、公園地の如きは、天然記念物の狭い範圍には、屬すべきでない」と云ふて居る。

普魯西國文部省の制定した普魯西天然記念物保存公署職務規定に於て、天然記念物といふ語の意義が概括的に説明されてある。同規定第二條に曰く、天然記念物とは特に郷土自然の特色ある物件就中尙原始の位置に存在するものを指し土地の一部、地表の形象、又は植物界動物界の遺類皆之を包含すと。

此定義は十分精密で個々の場合に保護規定を設くるに當つて其効果を期し得るに都合好く、又或自然物を天然記念物と認定するの標準となるべき各要素を悉く網羅して居ると思はれる。

バイエルン國では、天然物保存といふ語で、此種の努力一切を總括して居る。天然記念物といふ語は不十分である。保護を要するものは此の語の最廣義で包括するよりも多數であるとは、アイグネル氏が難ずる所であるけれども、氏は天然物中の紀念に價するものだけを保護すべきであることを誤解して居る。上の定義で包括するよりも多くを保護せんとするは不可能の事である。天然物保護といふ言葉こそ事實上の説明に遙に多大の困難を感ずるのであつて、人間の手に依つて拵へた紀念物の保護を目的とする紀念物保護に對立する意味を現はすのであるといふ申譯は、寧ろ天然記念物保存といふ用語の爲に辯じて居ると見るべきである。喜ぶべき事には天然記念物といふ語が段々廣く用ひられるやうに成つて來て、自然科学上の著書や専門雜誌又は日刊新聞紙上にも之を用ひ、特に天然保護又は郷土保護に關する論說中には、殆ど之を見ざることなしといふ有様に成つたのである。獨逸以外の諸國例せば英國に於ても、此傾向の著しきを見ることが出来る。英國でコングレンツのなした講演は、同地の日刊新聞や各種の雜誌に皆、"Nature's Monument"といふ語を用ひて掲載して居る。

第二 天然紀念物の例

八

土地地質植物界動物界の天然紀念物

如何なる天然紀念物が保護を要するかを茲に概説して見やう。土地の大きな特相の中で先づ森林を擧げる。森林の原始状態に在るものは今日尙殆ど只他の大陸に於て見るを得るのみで、文明諸國に於ては林野と變じて居る。吾人は原始林に於て天然の作用を其純粹な天真の状態で觀察することが出来る。動物や植物の特種的な面白い生活状態が個中に藏されて居る。巨大な樹體が生成し、復た滅絶するに如何なる偉大な力が相對立したてであらうか。獨逸國も亦數千年前には原始林で蔽はれて居たのであるが、今日は僅に歴史や口碑に遺つて居るのみである。乍併獨逸人は森林に對する愛好の心を尙常に抱懷して居る。森林の變化に富める美觀や敬虔な氣分に打たれて鼓舞激勵を受けた詩人藝術家は其數幾何なりしや算ふるに勝へぬのである。森林は少年の嬉遊の場所でもあつた。總ての人の休養所でもあつた。都市附近に在る場合には保健上に輕視すべからざる效驗もあつたのである。沼澤地及泥炭地は地形上最も趣味深いものである。美觀から言へば格別賞する

に足るものではないが學術研究の爲には保護すべき貴重なるものである。動物學者ダール氏はブランドンブルグ州ブラーゲ沼に五千種以上の動物が棲息すると言つて居る。高位泥炭地の植物包皮でもツルコケモ、クロマメノキ、ヒメシヤクナゲ、イソマンの類、ヤチヤナギガンカウラン、マウセンゴケ類の如き只其地にのみ固有な特徴植物の群落を成して居るのである。乍併炭泥地の下層には有機物の殘骸が明白に保藏されて居るので、其貴重なることは前者に譲らない。それで泥炭地を研究すると地球表面に於ける有機物の生活の發達状態を知ることが出来る。氣候の關係及其作用を推究することが出来る。低位泥炭地即ち沼澤泥炭地の後には必ず高位泥炭地が續いて出來たものであることが明瞭になつた。泥炭地發見で既に氷河時代に存在した動植物の遺類の多大な數を明に知ることが出來たのである。

泥炭地に次いで價值あるものは燥原である。地形は區々多様であるが、何れも廣大なるものである。夏は南國の乾燥せる荒野の如く、冬雪の際は北方の礫礫地に類似し、花時には柔な薔薇色の色彩を呈して宛然華胥の郷のやうである。此千古の燥原地域も放牧の小羊が最早實生を咬み揉しらなくなつて、松林に早變りするのを

九

見るのは寒心に堪へないから、是も亦出来るだけ廣大な區域を保護して天然紀念物とせねばならぬと思はる。沙丘地も亦風波の間斷なき作用で、或は建設され、或は破壊され、或は移轉されるもので、燥原に譲らぬ趣味あるものである。

阿米利加で國立公園を設けた如く、又は我が殖民地で出来る如く、廣大な土地を保護することは、人口稠密な開明諸國に於ては、到底望む可からざることなれども、幾多の州邦郡區には古生的特徴なる森林部分の存在するものがあるから、之を天然紀念物として愛護保存すべきである。之と同じく未だ全く人間の手の觸れない、特色ある泥炭低地及燥原低地も亦、處々に發見せられ得るであらう。此も早く手を着けて保護することにせねば不可である。和蘭のヨハン、ビカルトは、二世紀ばかり前に、泥炭地は神が人間に罰として與へた苦痛であると書いて居るが、今日は其様なことを言ふて居れる時代でない。泥炭地はドン／＼排水されて耕作に適するやうにされる。燥原は開拓されて植林が出来る。二三十年を出てずして北西獨逸の廣漠なる泥炭地、燥原地も、剩す所の古生地は、言ふに足らざる程のものに成つて仕舞ふであらう。

一般的の天然紀念物としては丘陵、眺望地點である。湖海森林を望見し、天然の勝

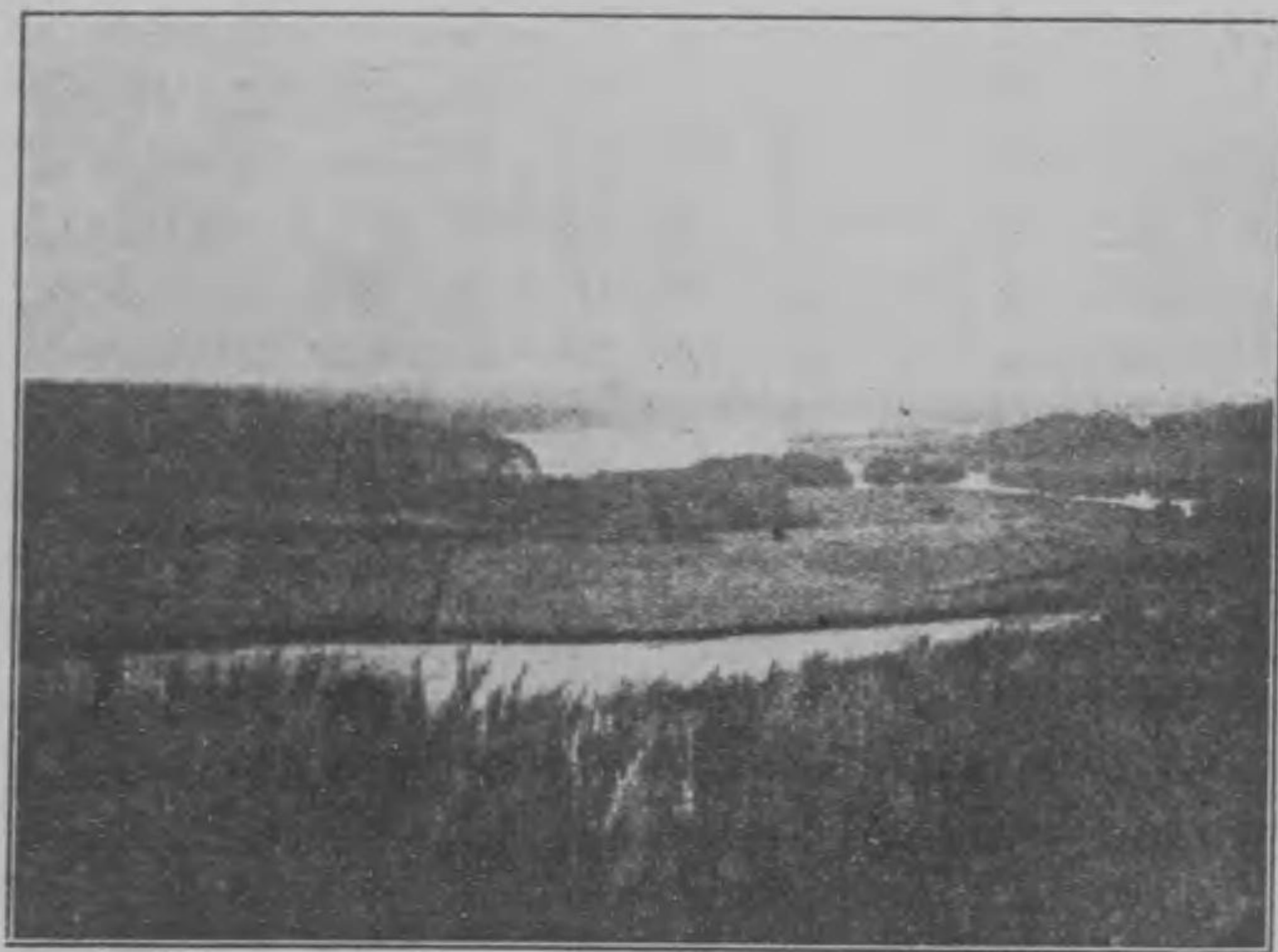
景地を瞰視し得る場處である。此等の場處は惟り天然愛樂家のみならず、各種の遊覽客の廣集地となること無論であるから、直に旅館や展望塔が建て列べられることになる。斯様な建物は往々本然の景勝を全然破壊するに至るから、之を防止するために、斯んな美觀上貴重な土地を、早く其向きの人士に報道して、保護の時機を誤らせぬことに、せねばならぬのである。

大規模の地形地貌は形式の殊別も少いが自然物の個體に至つては其有生物たり無生物たるを問はず、保存を要する價值あるものが非常に多い。斯様な紀念物の、科學上若くは美學上の價值は、一般に十分知悉されて居ると限らないから、茲に幾何かの例を擧示するのは無用の業でないと思ふ。

地殼の幾多趣味ある形象は、地質學者の方では之が保護の要を認知して居るに違ひない。山地に於ては古紀層が露出して居るが之に反して平地に於ては多くは只新紀層のみである。兩者の境界線及接觸點を確保する必要がある。氷河時代氷河結成の痕跡は地上殆ど到る處に散在して居る。底堆石は之を認識すること往々容易でないが、端堆石は堰湖等に依つてその經過が知られる。第一圖、移石塊は恰も巨腕を雇ふて撒布した如くに平地に散在して居る。非常に偉大なものであるか

ら無智蒙昧の徒の驚嘆を惹き起すので、幾多の口碑傳説などが生じたのであるが、

一一



第一圖 本州ソルメンケルンゲルン近チンカ湖畔堆石地

自然研究者は此一片の石塊に依つて、數千年前には偉大な氷河が地面を被ふて居て、石塊はその力で、徐々と前方へ推し移されたのであると知り得るのである。此石の種類に依つて其の原産地までも知り得られる。氷河甌穴、球狀突起、海岸礫堆も亦移動、氷河の多様な動作力を證明する。洞穴、土地陷落は地球内部の變化を知らしむる。珍稀な岩石、礦物、化石は各地層の地質學上の時代を明示するので、其産地は學問上貴重な場處である。断面は地層の推移と轉換とを表示する。玄武岩は噴火作用を表明する。保護の價值あり、保護を要する地質上重要なものは、尙幾らも擧げることが出来るが、これで止めて置く。工業の勃興と蒐集慾の旺盛とて、此等のものを占領することが

餘りに急激で、或は破壊され、或は本來の所在地から消失するとは、遺憾の至である。茲に一寸述べて置きたいのは、全然保護の不可能な場合が多いことである。それは天然自體が斷えず其の創造物を、或は變形せしめ、或は絶滅せしむるからである。斯様な損傷に對しては、天然紀念物保存の努力を用ふる所はない。

河海の水に就いて考へて見るに、水は間斷なき作用で、或は建設し或は破壊する。而して自然研究家が好んで保存したいと思ふ幾多の紀念物をも作り出したのである(第二圖)。涌泉となつては、苔生す山腹から又は森蔭の峽谷から迸出する。深い奥底から礦物の、若くは氣體の成分を搬出して、病人に效驗著しき藥泉を供給する。草原や藪の中を迂紆曲折して走る潺湲たる小川、深邃幽玄の趣に富む沼澤、此等は何れも世間周知のものとなつて、廣く愛賞され探訪される。瀑布は或は飛沫半空に迷るあり、或は萬雷吼ゆるが如き大音響を起て、雄大な威力を示すあり、何れも地上の最大美觀である。奔流激湍及び渦卷は、江河に生命を與ふるものである。湖沼には致景の岸あり、島あり、唯に人目を悦ばしむるのみならず、眞に身體と精神とを鮮活にする。最後に注目すべきは、殆んど何れの水も、一定の植物や動物の群落に住所と食餌とを供與し、又學問上貴重な幾多の珍稀なものを保藏することである。人智の

一三

發達に依つて水を各種の形式で利用するに至つたのは非常に喜ぶべきことではあるが、然しながら茲に望ましいのは、原始的の創造物を不具にするを、出来るだけ避けるやうにし、經濟上の利益の爲に、景勝地を何時でも犠牲にすることの無い様にありたい事である。

植物界の天然紀念物に就ては既に高位泥炭地の特色植物を擧げた、燥原、高原、沙丘等の植物帯も亦、特殊な植物要素のある故を以て前者と同じく示説して置いたのである。乍併單獨の植物でも亦、其存在の場所の特異なるに依り、或は特徴ある性状を有するに依りて、顯著なるが爲に、天然紀念物として保護の價值のある者がある。光蘚は其の原葉體が暗處で光るので、其名を得たのである。寶が匿藏されてあるといふ傳説などは、此光蘚の存在

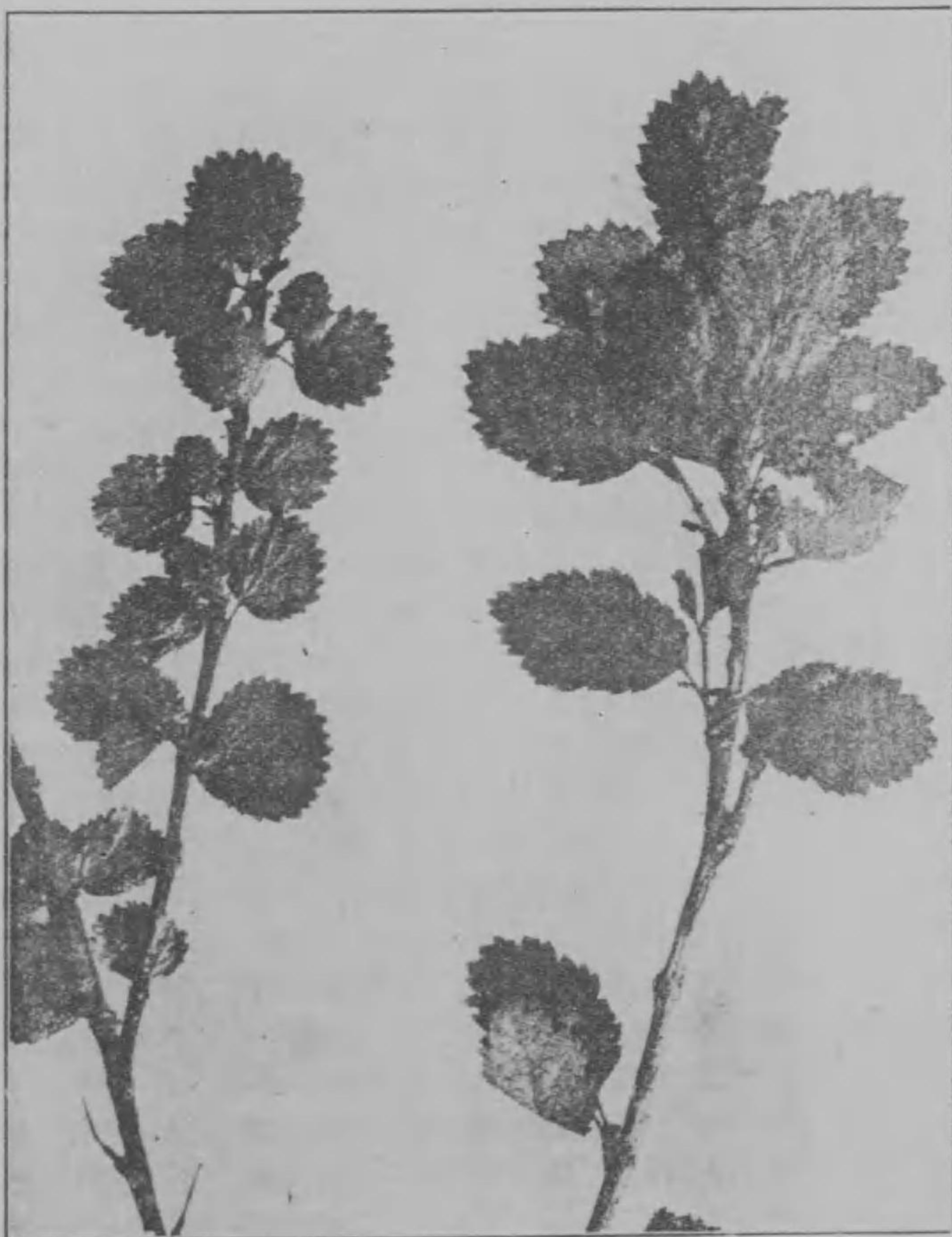


岸々海東の近附ンゲーユリ島半ドンムスタ 圖二第

するより起つたものと解すれば、恐らく間違は無い。光蘚は稀には山地の板石岩中

に存在するところがある。フイヒテル連山中のウンジイデル附近に於けるものは其例で、此は保護されてある。平地に於ては今日までの所エルピング附近に只一個處、其の存在地あることが知られて居る。羊齒類ではコタニワタリとハゼンマイとを擧げねばならぬ。前者は大概孤立的に山地に散在する。後者は姿態の莊麗なると、葉狀體の對稱的なるとして顯著なものである。蘭科植物は我が獨逸國の山野に生ずる植物中でも、最も著しいもので、其大多數は只孤立的に各處に散在するのみである。其中で最も美麗なるは蓋しアツモリサウならん。索遜王國では既に絶滅に歸したが他の僅に二三の地方に於て往々見ることがある。珍稀な水草ではムジナモ、オニビシ等がある。ヒシは以前には多く見たるものであるが、今は北東獨逸國では尙僅に一ヶ處に存在するばかりである。併し泥炭地發見して尙他の幾多の地點に遺類の存在するものがあることが、明となつたのである。氷河時代の遺物としては、北獨逸の高位泥炭地に、極めて稀に、コバナナギ、樺矮樺等がある。矮樺は既に西普魯西と、リネブルグ燥原との二個所の存在地に保護されてある。(第三圖)ヤドリギは既に日耳曼神話に説かれてある彼は殆ど總ての樹本の上に生ずる。近頃ワイクベル流域では櫟の上にも生えて居るのを見た。 *Viscum album* var. *laxum* といふ變種は只松樹の上に

のみ生ずるが、細長な葉と、小さい白色の果とで、著名である、ヤドリギの北方境界は



第三圖 矮 樺 (大物賞)

北獨逸に達してゐるがシユレ

ルスウイヒ、ホ
は只一個所或
る樺の木の上
に生じてゐる
のを發見した
までである。斯
の如き分布境
界を確定する
ことは、天然紀
念物保護の意

味からも亦、重要である。何となれば、或種の植物の豊富にある所では、此れが天然紀
念物たる價值を持たぬが前進地境に於てはその價值を生ずるからである。されど
中央歐羅巴は重要な植物帶が多數相交叉して居る。大西洋の植物の區系範圍は、東
はワイクセル地方まで、南は中央山脈まで、其支線を出して居る。ヤチャナギ、イソマ
ツ、セイヤウヒラギなどが是である。ポンチイ植物區系は、ハンノーウルまで、尙進ん
では、クロイツナハ附近の萊茵河對岸までも、前哨を派して居る。北方植物とアルプ
ス植物とは互に分野を争ふてゐる。即ちクマコケモ、リンネサウはラウジツトまで
進入する。ナヅナの類はウーゼル連山の最北部まで、セイヤウアカネは東海の沿岸
までも入り込んで居る。樹木に就て言へば山毛櫨の東方境界は東普魯西に達し、チ
ヅモ、と野槭とは西普魯西に、樅はラウジツツに、其の北方境界を有して居る。落葉松
はアルプスでは二千米突近い處を高方限界とする。斯んな高い處で尙樹木の形で
生育してゐるものは、此と松の一種のみである。森林は植物群落の最もよく發達し
た形を呈して莊嚴の感を與ふるものであるが、個々の大木は又昔時から強力、堅固
の象徴として尊崇せられたものである。古代日耳曼人は櫨の木を祭場とし、菩提樹
の下を裁判所に充て、樅の下で暴風雨其他の天災を避けたものである。尙千年の齡
を保つと唱へらるゝ老樹巨木は尙少くない。千年といふ數は確實でないにせよ。何

しろ其樹齡の古さといひ、立派さといひ、之を人間の手に成れる幾多の紀念物と共に大事にすべきである。亦葉の形の偏歪なるもの、珍種、特殊な形成を遂げたもの、癒合生成(兩脚樹)第五圖並に往昔特別な目的に使用せられて森林史上趣味あるもの等も重視すべきである。



(界限布分方北)縦白のウラソ州ソルメンボ 圖四第

間にまでも危険な猛獸を、天然紀念物として保護すべき要あるかと、質問が起るであらうから、先づ第一に此質問から片付けて行く。獅、虎、鱒魚、巨蟒、毒蛇が尙多數に棲

益なる動物若くは人轉じて動物界の保護に移る。肉食獸精しく言へば、他の特に有益なる動物若くは人

息して居てその地方全體を不安ならしむる間は之を勦滅するに力を用ふるが當然である。乍併後に至つては個々の大陸に於て十分な地面を保留して、此等猛獸を



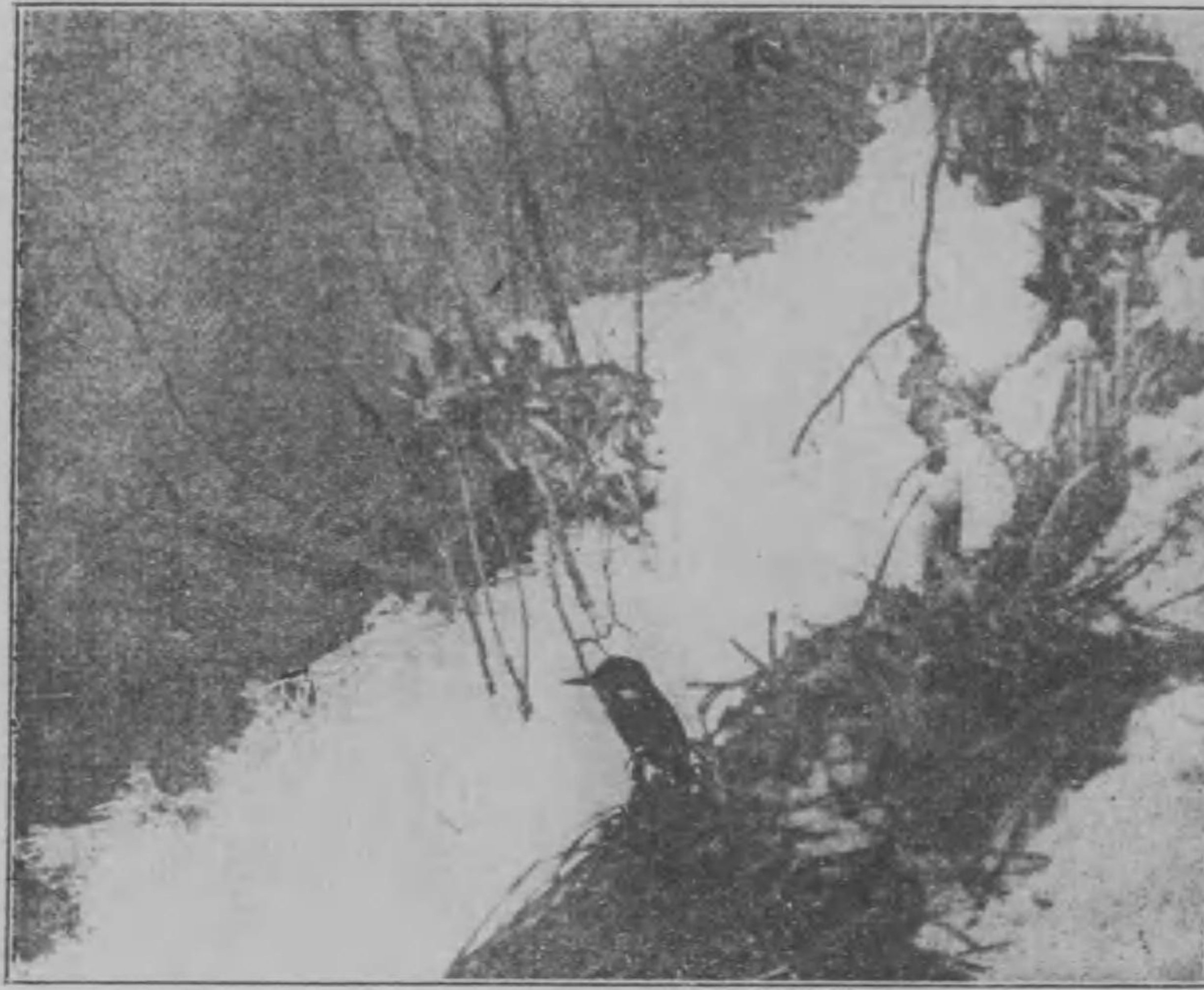
擲股二のクルブソエヴラ州ソルメンボ 圖五第

であるが)の爲めに、ツ、イ、ゲ、イ、シルリングの語を茲に援用する。曰く、自分は獨逸の狩

して尙出來得るだけ自由な發育を遂げしむるやうに、方法を講ずべきであらう。例せば北米の國立公園では熊が人間に左程危険でない。寫眞師は之を平臺の上に押し乗せて撮影して居る。人間に危害を加へぬ肉食獸(文明諸國に於ては斯んなものばかり

二〇

獵法を學んだものであるが、後に至つて有害動物、肉食獸の意義に關する自分の見解を全然變更せざるを得なかつた。亞非利加の荒野には肉食獸も有用野獸も一緒に群を成して居る。亞非利加の河川には魚類の敵も魚類も一緒に群を成して居る。ではないか。吾人は餘り狹量で、杓子定木であつては不可である。最後の狐、最後の黄鼬までも狩り盡さうと思つてはならぬと。小さな肉食獸の中では大野猫、野猫並に水獺など珍種なものであるといふ點から注目し價する。海狸は中央歐羅巴には現今只エルベール河域に棲息するのみであるが地下發掘物の調査に依ると、以前は殆ど歐羅巴全部に擴布してゐた者である。冬眠鼠、冬眠土龍も忘れてはならぬ。アルプスの各處に於てはモルモットも亦今は稀少になつた。北歐羅巴では麋、馴鹿が特有のものである。北米では野牛、亞非利加では象と白犀屬が特筆すべきものである。鳥類の中では、以前多く居たものも、今日珍種なものと成つたが爲めに、一の天然紀念物たるべきものが多種ある。一般に言ふと今日は、鳥類の保護が復び行届くやうに成つて來た。例せば一九〇八年の獨逸鳥類保護法で叫鷲、海鷲、ノスリ、鳶の如き所謂肉食鳥の數種も亦保護して居る。されど金鷄の如きも今日ではアルプスに於てさへ稀に成つた。渡り鷹も全く孤獨的に各處に散居するに過ぎない。梟の類は大



第六圖 潛伏處に立つ翠鳥

抵益鳥であるけれども木菟の如きは殆ど全く取り盡されて仕舞つた。烏や黒鶴の居る地方も極めて少ない。鶴と青鷺も亦全く跡を絶ちた處が多い。山雞、松鶴、エゾ山鳥も段々と無くなり掛つて居る。白嘴鴉と翡翠とは最も美しい鳥であるが、近來は學校に於ける圖畫教授の标本としても所望が多い。翡翠は養魚上に大變有害であるとの主張もあるけれども、其の美麗さといひ、其の輕快敏捷さといひ、他に類が少ないから、保護して然るべしである(第六圖)。游水鳥の中では鷓鴣が魚盜賊であると

いふので、苛酷に追捕された。今は尙北獨逸の或一個處に、西普魯西の一大地主から保護されて居るのみである。潜水鳥、鴨、鷗等も亦最近鳥類保護場の設置ありて無暗に射落すことが禁ぜられた。

其他の動物中では歐羅巴の石龜、黃環蛇、赤鯢等を擧げねばならぬ。此等は中央歐羅巴の幾多の大きな州邦には全く居ない。若くは單に其分布境界か届いて居るに止まるのである。所謂下等動物も亦全體系の上から見れば、無くてならぬものであるから、甲蟲、蜘蛛、蝦蟹類、蝸牛等も亦茲に保護の要を一言さるべきである。最後に湖沼に棲む動物で、北方動物の遺類と目せらるゝものも、自然研究者の注意を逸せざらんことを望むのである。

第三 天然紀念物保存上の諸設營

甲、天然紀念物の安定

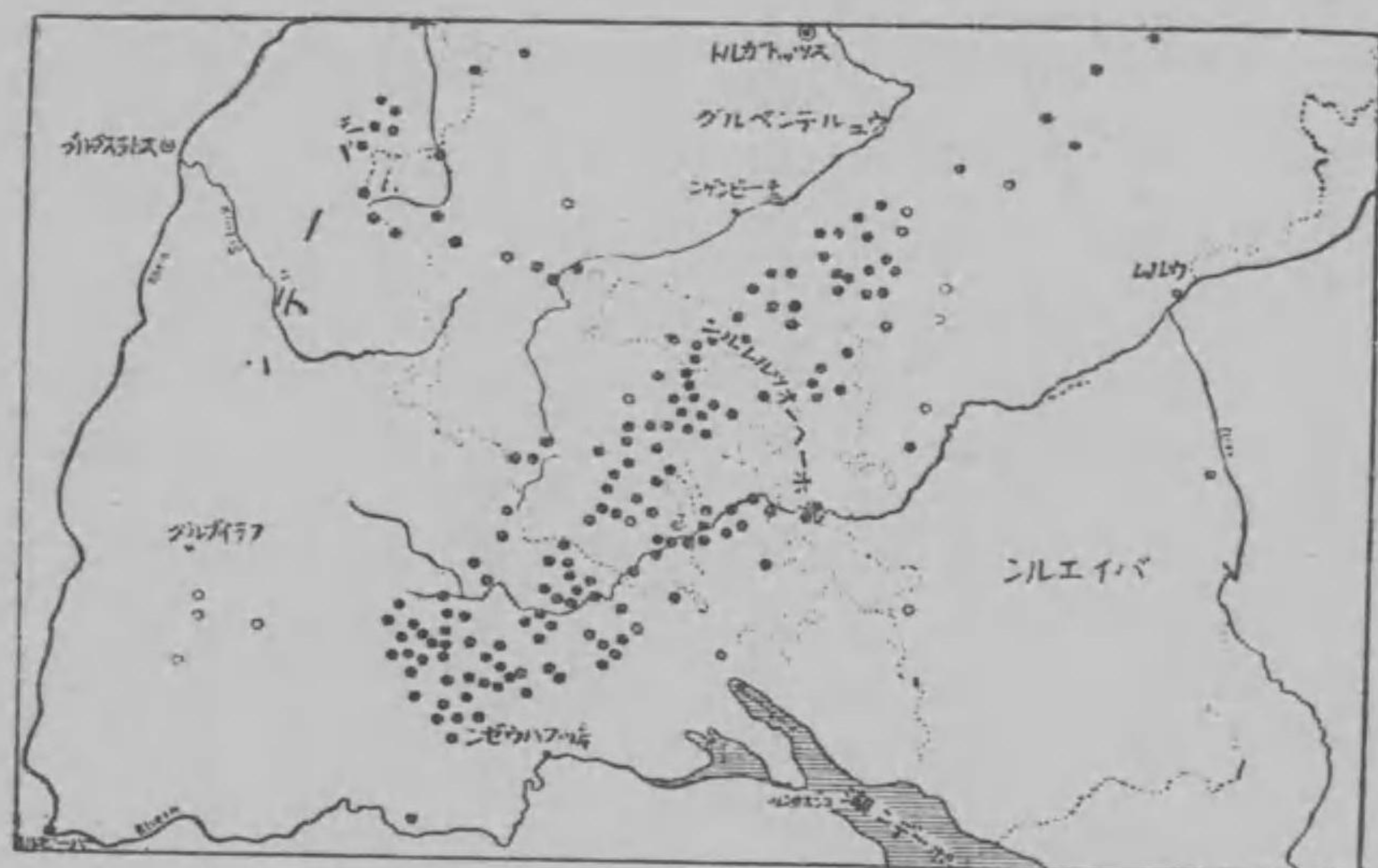
目録の作成、地圖記入、保安標記、保護の施設

前に概説した所に依つて見ても、既に保護を要する天然物の非常に多數である。

ことが認められるが、乍併これは單に一小部分を撰出して擧げたに過ぎないのである。天然紀念物保存に就いての第一着の仕事は、個々の地方を出來得る限り精密に調査することであらねばならぬと思ふ。此調査を経て後、始めて安定の法を講ずることになるべきである。何となれば若し郷土、其特質及其自然の美に付ての知識が、不十分なるが爲に、天然紀念物を破壊するに至ることが、稀でないからである。それは著書新聞等の蒐録する數多い例によりて明である。

一定の中央局に一切の報告を集めて天然紀念物の目録を作成するが宜しい。此中央局を現に普魯西でやつて居る如く、役所的のものにするか、又は個々の自治團體、協會等で天然紀念物の保護を行ふかは、各地方に於ける天然紀念物保存事業の發達如何に依るもので、何方でも宜しいが、何れにしても、上述の觀察點に基づける一の諮問用紙を制定し、之を頒布して、目録作成の材料を蒐集することが必要である。目録には天然紀念物を行政別に、及所有關係別に記入するを便とせん。單に位置と所有關係のみならず保存状態及び保護の方法をも記載すべきである。特に必要なるは天然紀念物の繪圖を集めて、之を目録に添附する事である。

中央局では目録と共に地圖に天然紀念物を記入するが宜しからう。即ち紀念物

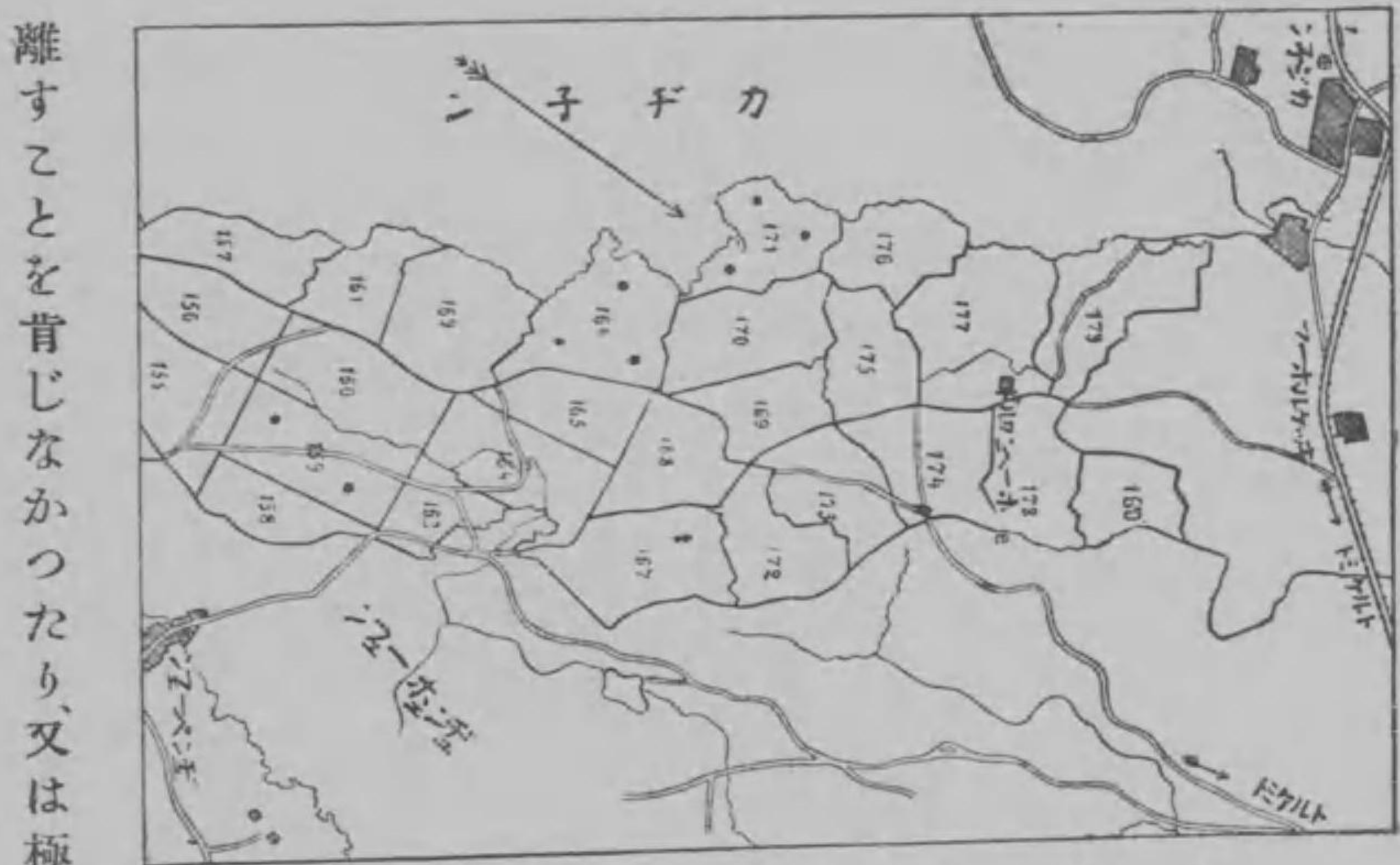


第七圖
ルネエイバに於ける黄龍龍窟の記入地地圖
バデー、ルンテ、グルベンテ、ホビヘンツェル

用の地圖を附けることにすべきである。
 (山林地圖見取圖に記入のことは後文參照)或物件の精確なる位置を定むるには見取圖でも恐らくは不充分であらうから特別の所在地點圖を作成するを可とする。尺度を表示した坐標を附すれば最も妙である。ブレイメン市立博物館には珍稀植物の所在地を表示する此種の地圖が藏めてある。例として見るべきである。鳥類では其孵化場を記入し他の動物では其常住見られ得る場所を記入してある。ヴェルテムブルグに於ける黒龍膽(第七圖)の如く州全體を包括するもの又は西普魯西に於ける白樺の北東境界第八圖)の如く、何でも注目し値する物件の境

界地域を表はす概覽地圖を作成する事も前者に譲らず必要である。斯んな地圖を時々通覽すると、當該天然物の分布の變遷を知ることが出来る。そして變遷を來たす原因を考究して、適當な保護規定を作るやうになるのである。目録又は地圖を公示するにしても天然紀念物の發見地を悉く發表することは考へ物である。礦物の發見地、珍稀植物の所在地、鳥類の孵化地の如きを地圖上に記入して發表するが如き、特に然りとす。樞密顧問官フオン、コーネンは或る講演に於て言つて居る。ゲッチングン大學の科學上の論文で、珍稀な礦物若くは化石物の發見地を發表したところ、早速各國から採集家がやつて來て一寸の間に、最後の一片も其場に殘らぬ様に採つて仕舞つたと。

既に目録に登記したら、次には現場に於ける其保安に着手せねばならぬ。地方に依つて事情も違ふから、紀念物の保存の仕方も種々である。亞米利加では廣大な國家的保護區域を設けて大仕掛けな例を示して居る。一八七二年既に第一着手としてエーロウストーン國立公園を設置した。八千六百七十一平方基米突の面積を有して居る。續いて他の幾多の保存區域が設定された。アラスカ全部には數年間狩獵を禁じた。獨逸は其植民地に狩獵法を發布し、甚しく損傷を受けてゐる動



第八圖 繪記地入の布分の界限

物界を充分に保存するに至つた。南西亞非利加では索遜王國に三倍する大區域を野獸保護區域として公告した。開明諸國に於ては此の如き絶大な地面を保護することは不能でもあり、亦他の各種の利用を奪ふことにもなるから不可である。普魯西國會では國有公園を設定し、天然紀念物を國家で買収して、之を保護せんといふ提議を見ることがあるが、何分特別費用の出處が無いのと、所有關係の故障の爲に、問題の解決は遂に難破の運命を免れなかつた。幾多の天然紀念物は寺院の有に屬し、賣拂ひの出來ないものであつたし、又一面では町村若くは地主等が假令補償を得ても地面を手離すことを肯じなかつたり、又は極めて不當な代價を要求したりしたのである。然

しながらリニエブルグ燥原中の矮樺藪買収の手續は、許多の困難に打勝ねばならぬ、亦打勝たれる得るものであるといふ絶好の示例で、他の同様な場合で取るべき道を教ふるものである。天然紀念物の管理を惟り國家のみに委ねず、成るべく多種の立場の人々が之に興味を持つ様になれば、天然紀念物保護の思想が一般に普及するに至るであらう。紀念物の所有者を保護の味方に獲て之を其の管理に任せしむることか、先づ手近な行き方である。團體や大地主に斯んな責任を負はせて居る例は澤山ある。或る百姓の物持か松の珍稀な變種を有してゐた。州會で此の小林を州の所有に移さんとした時に、持主は自然の此珍物を保存するに自身少からす趣味を有し、單獨で保存の任に當りたいといふので、賣渡すことを拒絶した。然しながら次の様な例があるから右の如き約束では、何時も十分な保護が出來ると限らない。一八八八年の事である。スプリビレー博士がホーヘンザルツァー附近の沼地に於て莎草^{スグ}を發見した。此は獨逸國で現存する莎草の唯一の地である。博士は此沼地が畠にされると、右の植物が根絶される恐れがあるので、其土地を賃借せんことを申出たが、謝絶された。されど此小さい沼地區域は手を付けずに保存するといふ約束を得たのである。斯くて長い年月の間此莎草は保存されてゐたが、後遂に其場所が

澁水池にされて仕舞つた。一九〇六年までは池邊に極少數の見本が残つてゐたが、此も今は恐らく無くなつたであらう。斯んな場合に於ても決して惡意あつて爲したことは思へないが、年月の久しくなるに随つて、前の約束が忘れられたのである。夫故に此の如き約束は、既に幾多の場所て爲された如く文書で確實にして置くか、又は原簿に記入させて置くやうにするが宜いと思ふ。アルンスベルグ郡では七百年を経た老櫨に付て、一般分割契約で取極めをして置いたので、所有者の代が變つても、之を伐り倒したり損傷したりすることが出来なくなつて居る。

所有者自身を保安の任に當らしむることが不可能の場合には、其土地を賃借するか、若くは買収する道を講ずるが宜しい。之に要する資金は町村か、協會か、又は個人の物持から出させる事が出来るであらう。此の如き高尚な行爲は、當該天然紀念物に其名を附して永く紀念するを善しとする。特別な場合には亦國費を支出せねばなるまい。此場合に於てさへも其天然紀念物の管理方は之を他に委任するを可とする。何となれば紀念物の所在地たる郡なり町村なりの方が監護上一般に容易であるからである。

保護せらるる物件は、其現場に、名稱、番號等の記標を設けることにする。但し之が

爲に其物件の美觀を損ぜぬやうに注意するを要する。天然物の中には、岩石や、丘陵や、老樹大木等の如く、民衆から特別な名前を附けられて、顯著なものとなつて居り、随つて天然紀念物として保存さるべきものが多くあるのは、注目すべき事實である。此等の場合には成るべく從來の名稱を存するが宜しい。若し名稱を改むるとすれば、それは特別な場合に限ると思ふ。即ち敬神の念に關する場合とか、又は其の天然紀念物の性質に不適當な名稱であることが發見された場合とかに於て然りである。加特力教諸國では樹木や岩石は十字架若くは神像で裝飾してある。それに依つて保護を全うするを得るに充分である。トエルツ(上巴威)附近のワッゲルスベルグでは、ミンヘンの某美術家が、立派な菩提樹林に、十字像を建て、之を保護するところが出來た。第二表、珍稀な植物界若くは動物界の發見地の如きは、之が記標を設くるを差控ゆる方が善い場合もある。此等は科學上の利益を第一とするものであるから、只目錄に地圖を添附して置くだけで、復び同地點を發見するに足ると思ふ(上文參照)。樹木は第九圖に示す通りにして標記するが宜しい。

若し或る天然紀念物を安定する爲に、特別な施設を要するときは、周圍の自然の狀態を成るべく多く變更せぬといふ原則に據らねばならぬ。林木の除伐に際して

も、若し其中に保護されてゐる樹木若くは灌木があらば、其周囲の樹木一帯を保存するの要を認むることがあるから熟慮を要すべきである。リューネブルグ燥原中の



第九圖 リューネブルグ燥原中の林の中づも

小さい水松林では、其周囲を除伐して孤立させた爲めに、此の最好の標本が著しく傷害を受けて、枯れ始めたといふ例がある。周囲の状況に依つて垣なり生墻なり土手なり堀なりを設くるが宜いが、それにしても斯んなものを餘り大袈

裟にして、肝腎の記念物其物が隠れて仕舞ふやうでは不可である。目的は只保護に在るのである。邪肆悪意で犯すものを防がうとするには、如何に高い墻壁を築いても駄目であらう。最後に尙天然記念物の看守監視の方法を講ぜねばならぬ。國有林や町村有林には、此目的で、林務官が置いてある。其本務と共に、亦天然記念物の監視に任じて居るのである。一般には憲兵をして其管轄区域内の天然記念物保存方を擔當せしむることが出来るであらう。只特別の場合に於てのみ別に番人を附するを可とする。メンメルトやヨルドザンドやノルデローグやトリッセンなど島々の鳥類繁殖地に於けるが如き、即ち是れて、或は常住、或は孵化期間だけ有給の鳥番人を置いてあるのである。

天然記念物保存の仕事は、上に挙げた如く、個々の物件を調査して之を安定するのみでは盡きたりとす可きでない。もつと一般的に之を擴げねば不可である。即ち天然の美と、其の記念すべき價值とを、一般に了解せしめ、之を保存することが郷土祖國を愛する精神の大事な一部であることを、廣く深く知悉せしめねばならぬ。出来るだけ廣き範圍に亘りて、人々を誘導し、或は資金を提供せしめ、或は保護方法を講ぜしめて此努力を助けさせることが緊要である。而して此問題は學校及他の教育所に於ける教育教誨に依り、協會組合や個人の自進的盡力に依り、行政上立法上の施設に依りて、解釋されるのである。

乙 學校に於ける天然紀念物保存

小學校、專門學校、師範學校、中等學校、大學、高等學校及其他の教育所

天然紀念物保存の思想は、まだ新しいことであるから、今日まで各學校の教科中に、本件處理上何等の規定をも設けず又は一般に何等の説く所もないことは怪むに足らぬ。然しながら早くから兒童に向つて郷土自然の特徴と優秀とに對する思想を生起せしむるとは、保存の努力上非常に重要なことである。小學校では郷土誌（地理）及博物の教授に於て、天然紀念物保存を説くこと極めて適當である。天然紀念物は郷土自然の特徴的形物であり、隨つて其の重要な性質及外形は説明上最も適切なるものであるから、之を第一に直觀材料とすること最も妙である。斯くてこそ、直觀教授に要する圖畫は之を郷土關係のものに連結すべしといふ近來漸次高まりつゝある要求に、最も善く適合するであらう。郷土の山岳地、秀麗な森林部、著名な樹木及有用な動物等、何れも圖畫の主材として撰ぶべく、若くは趣味多き方法で結合排列するを得べきである。之に際して多少の變更を加ふるの要あるは、已むを得ずとするも、成るべくは教授上の必要の範圍に止むべきである。一部分の土地直

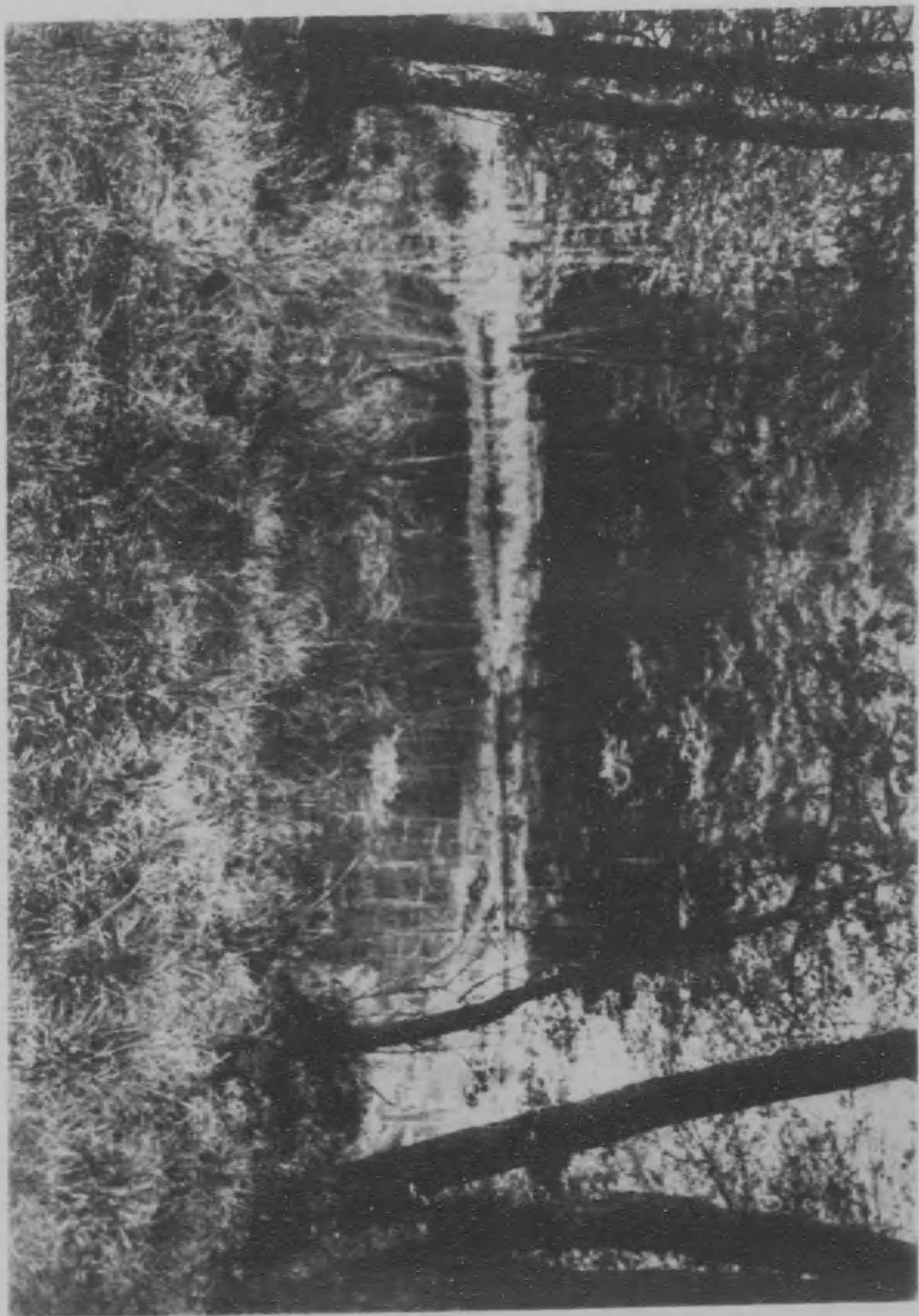
觀圖も作成すべきであるが、之も一般の關係と成るべく一致するものたるべく、又之に記入する天然紀念物も、多少著名のものたるを要する。コンウンツ氏は此等の掛圖と共に、其中から撰抜した圖畫の複寫物を兒童に交附し、重要な郷土圖の蒐集を奨励すべしと勸めて居る。此種圖畫の主要な題目は、天然紀念物であるべきこと勿論である。斯くすれば單に兒童のみならず、其家庭の人々も之に依つて天然紀念物の知識を得ることとなり、保存の觀念が、大人の間にも擴布して、一般的となるに至るのである。

郷土誌用の掛圖には天然紀念物を記入すべきである。但し之を公表して毀損の虞なき場合に限る（上文參照）。此地圖が若し單に或地點の周圍若くは郡を包括するだけの眞の郷土地圖であるならば出來得る限り完全な記入をするがよい。若し縣や州の如き廣大な地域に互るものならば、當該地方の部分だけを撰出して之に記入を行ふがよい。現今出版に成つてゐるハンノーヴェルの郷土地圖には、亦重要な天然紀念物の記入がしてある。

郷土誌の教授に手引書を用ふるならば、其の自然關係を論ずる篇章に於て、天然紀念物を最も精細に顧慮すること、歴史上並に美術上の紀念物に於けると同じく

するを要する。氷河礫堆には土地の成立の地質上の説明を連結することが出来るであらう。老樹巨木は往々歴史上の出来事の現場であり又傳説の舞臺である。珍稀動物の産地に其生活状態や廣布の模様等を觀察する機會を供する教員會から出版する二三の郷土誌に於て既に見る如く挿繪を入れることは特に肝要である。從來の挿繪は大概工業建築、美術に關するものばかりであつたが、天然紀念物も亦之と同様に顧慮するを要する。

讀本の中にも歴史及藝術と共に、郷土自然の記述を入れねばならぬ。天然紀念物の記述には、多くの紙面を要するであらうが、是れは郷土自然の特徴的景象を叙述する上から見て、已むを得ない事である。讀本中幾多の個所に於て工藝上の作物に特別丁寧な記述があるのは結構であるが、之と同じく他の個所に於て天然及その紀念物の保護、森林や動植物の愛護に關する記述のあるべきは當然の事である。斯くすれば自然の地境、其處に産する動植物に關する記事中の幾多の誤謬も、容易に避け得られるのであらう。森林の性状、或樹種の有無、幾多動物の人生に對する利害等も亦記述を要する。斯くなれば單に一地方用の讀本に對する他方面からの要求にも適し得る譯である。記述上正鵠を誤らざらんが爲には、一人の手で編述するよ



水澤海のポルワルラスオ區林大ゲ、リゾンベ、コルエザ、ノンハ 表圖一第

りは他の専門家的學修を積みたる人士と協同することが一般に必要であらうと思はる。

學校で採集を行ふ場合にも亦、天然紀念物保存に有效な方法を取らねばならぬ。採集された物の中で、如何なる種の物が、其地方に多數に存在するか、又は稀少であるかは、直に判然することであるし、隨て亦その稀少なるものは、特別な保護を要することも、自然の結果として知了されることである。天然紀念物として尊重すべき動物なり植物なりを、如何なる程度まで學校で採集すべきやは、教師の注意深き判断に一任せねばならぬ。或地方に於て絶滅に瀕して居る或種の動物を、兒童に提示して、保護の愈々切要なるを説くは極めて肝要であるが、之に反して尙其地方到處に存在するものまでも蒐集することは必要であるまい。嘗て一狩獵家が學校に寄附する爲に、リネブルグ燥原に棲む黒鵠の只一個所しかない巢から雄鳥を一羽射取つたことがあるが、學校に對する好意はさることながら、天然紀念物保存上に収つては誠に由々しき大事であつた。それは其以後右の巢は全く荒されたからである。動植物蒐集と同じく、學校園、植物圃、養魚池、及動物檻等を設けることも亦、博物學の知識を深くするに有效である。これは生物を注意深く、且つ愛情を以て觀察し



樹提菩の近附グルベスルケッワのシルエイバ 表圖二第

動植物保護の念を増大し、自然を審美的に観察するの習性を養ふものである。

兒童に天然紀念物保存の思想を注入する最も重要な方法の一は修學旅行で、これは博物學並に郷土學の教授に用立つのである。修學旅行に於ては、兒童に現場で天然紀念物の價値を説示し、其美觀を適切に諒知せしむる機會がある。丘陵若くは展望地點に登れば必ず郷土學的觀察をなすに至らしむべく、森林や沼澤地では植物動物の群落を學知すべく、泥炭地や岩石層は地史的説明の動機を與ふるのである。此場合に於て他の類似の土地、景象と比較觀察をなさしむることは容易の業で、斯くて其觀察した物件の特殊の價値、若くは美觀が認められて、郷土の優秀なる所以を解し、延いて愛郷心を養成するに至るのである。同時に修學旅行は又自然及其經營に對する尊敬の念を起さしめ、又之を涵養するに適してゐる。路傍の花は單に摘取の用に供する爲に植えてあるのではなく、旅人の目を喜ばしむる爲でもあるといふことを、兒童の心に銘せしむることが出来る。帽子に挿すか又は携へ歸りて家人を喜ばせる爲に、花を摘み取りたいといふ場合には、ホンの少量を取るがよい。澤山摘取して後で譯もなく投棄して顧みない様な事は宜しくない。植物を根込み引抜くのもよくない。それは滅絶に導く所爲である。枝は折るべからず、切るべし

である。植物採蒐の際も同様である。然らざれば必要以上に傷害するからである。最後に兒童に禁止すべきは、休憩場に包紙や、食物の殘餘や、卵の殻や、硝子の破片等を播き散らすことである。郊外に於ても亦秩序と清潔とを尙ぶ習慣を附けねばならぬ。幼にして習へば長じて行ふである。休憩椅子附近の展望地點や、森の明地が、不潔にされることは往々見る所であるが、是れは教育の不行届で、兒童に審美的情操の缺けてゐる證據である。リッピッシュランドのベルレベック水源地の立札に、左の如く書いてある。

硝子紙片、古紙、其他不用の物を此處に投入する輩は五分間此寒泉中に漬け置くもの也

小學校の教授に就いて右に述べた所は、亦補習學校及専門學校にも適するところである。個々の職業に關する教授は一定の目的を追ふと勿論であるが、一般的教化材料は出來得る限り郷土に關係するものから取つて、郷土の優秀な所以を生徒の發達しつゝある理會に訴ふるが宜しい。農業學校、農業冬期學校では土地を經濟上合理的に利用するとの重要な事を教ふると共に、亦數百年間に於ける耕作の進歩で、植物散布の形態が如何に變じたかを指摘して示さねばならぬ。泥炭地排水で植物

の全群落を破滅させ、草原田野の開墾改良で各種の植物を根絶させたことを説明するとき、特殊な雑草を生茂せしむべき、崖地や、邊地や、又は收利多き土地でも彼方此方へ少しづつは利用せずに残存せしむべきであることの理會をも亦生ぜしめねばならぬ、泥炭地の一部も大きな損失を見ずして保留され得ること、右と同様に知了せしめねばならぬ、林業徒弟學校に於ては林業植物の栽培、即ち正則の林業經營に依つて收利多き樹木を仕立てることが主眼たるは無論である、乍併天然林と栽培林との状態を比較して、天然林には樹種も遙に豊富で、下木下草も多種であり、動物の形態も多様であることを講明するが肝要である、審美的見地からも、總ての森林を濫伐して禿山にするのは何時でも必要であり望まじき事であるとは言へない、却て自然の嫩芽に時と場所とを與へ、或は蔭を好む植物を栽培して絶滅を防止する手段を講ずるがよいといふ考は、其推論の歸結として容易に到着し得る所であらう、農林學校では林業植物覺帳の如きものを持たしめ、其中に天然紀念物を記入せしめ、後日之れが保存保護を圖るの便に供せしむるがよい、西普魯西クルム郡の矮樺を同地の林學校生徒の試験問題として課した例もある、此等の學校では動物界の保護も亦大事な教科である、肉食獸を説くに當つて狐や狸等が兎、鷓鴣

及其他の有用動物を害するを默殺することは不可であるが、此等の肉食獸が、人間に幾多の利益を供することも亦忘却してはならぬ、彼等が主として有害な鼠類を勦滅することは別としても、病弱の小動物を驅除して其種屬を健全に保存せしむる點から見ても、彼等は有用である、加ふるに近時獵銃の優良なものが出来、又捕獲機械も進歩したので、幾多の地方では最早其影を見ぬ位に痛く減少したから、今に於て其全滅を防ぐことは必要である、鳥類の保護は特に深く生徒に銘記させねばならぬ、一九〇八年の鳥類保護法は鳥類を多量に捕獲射殺するを禁じたものである、同法の規定は之を生徒に教へて置かねばならぬ、之と共に尙未だ格別な保護を受けてゐない鳥類のことも亦、教授上、忽緒に附するを得ぬ、自然の全體から言へば、此等も亦重要な意義を有するから、小さな肉食獸と同一の理由で、幾分の愛護を要する、自然を道徳的に又審美的に觀察することを生徒に教へよ、蒼鷺や鳥等の如き肉食鳥も土地の裝飾であつて、若し此等が全然我が郷土から影を消した場合には、如何に寂寞たるものであるべきかを感得せしめよ、其他下木や老高木の保存が鳥の構巢に便宜を與ふる爲に必要であるを高唱するならば、此種の學校では教科中に鳥類保護法の設置方法も逸してはなるまい、園藝學校では天然紀念物保存に就

ての訓戒を最も必要とする植物中には園藝家から非常に愛好され随て損傷されるものが多数にある。花環や花冠を作る爲に檜、樅、水松、杜松、冬青の枝が多量に使用されることは稀でない。水松の如きは野生のものとしては誠に僅少で、森を成してゐるものは極めて稀である。タチテス時代には獨逸國の到る處に茂生してゐたものと思はれるが今日ではブランデンブルグとポーゼンとの二州に於て、只園中に栽培されてあるのを見るのみである。杜松はリネブルグ燥原に産するのが、街路、家屋の裝飾用として、又は遊園内の冬に脆い植物の保護用として、附近の都市及伯林にまでも多量に輸出される。石松と羊齒も亦裝飾に用ひらる。櫻草、キミカダ草、クルマバサウ等も販賣用として盛に蒐集される。蘭科植物は往々球莖共に掘り取らる。寄生木及冬青はハンノーヴェル及其他の大都市でクリスマスノ室内裝飾として買ひ取られる。そこで生徒に教ふるに栽培植物でも同一の用をなすこと、野生の樹種を用ふるのは單に流行を追ふ虚榮に過ぎないこと、之を取り盡くすのは取返しに付かぬ損害を生ずることを以てせば、此教訓は必ず好結果を將來するであらう。修學旅行も亦土地の美觀を知らしめて趣味性を養成し、公園又は花園を設置する範例と獎勵とを與ふるに適切な機會を供するものである。

商業學校工業學校並に職工學校の生徒に天然保護を教ふるには、職工等が天然の紀念すべきものを視て如何に元氣を鼓舞されるか、如何に清新な樂みを享くるかを説き聞かすがよろしい。文明の進歩に依つて原始的自然の價値を破壊するもの如何に多きかは、生徒等の容易に認知し得る所であらう。河岸に設けた工場、山中の石材切出し場に依つて、土地の美觀が如何に損せられたか、鎔鑛小屋から立ち昇る有害瓦斯の爲に、如何に植物が破傷され、如何に動物が脅威されたか、下水の爲に水中の動植物が如何に危害を蒙むるか、何れも明白な事實で、皆物質的利益を目的として自然の周圍を破壊するを顧みないものである。若い者は元氣旺盛で往々常軌を逸する傾向が多いから自然の作營に對しても亦尊敬を拂ふ様に示導すること、一般に望まじき事である。

學校内に天然紀念物保存の思想を注入せんとせば、先づ教師から味方にして掛らねばならぬ。教員豫備學校及師範學校に於ては重ねて郷土誌と博物の教授があるから、天然紀念物の價値を説明し、其知識を深くするの機會がある。圖畫教授は自然物の描寫に特に重きを置くものであるから、存立を脅されてゐる郷土の動物や、又は特徴ある樹木、巖嶂等を手本に利用すべきである。斯くすると此等の物に對す

る知識が大に増進される。夫故に動物を蒐むるにも世間周知のもの、外、又學校所在地方で稀なものであるか、又は損傷を蒙つてゐる種のものを含まねばならぬ。其他又注目に値する樹木及植物全群落の圖表を作成することは、新進の教師をして其郷土に付いての知識を充足せしむるに必要であらう。師範學校の修學旅行は物産館、瓦斯工場、製糖所、鑛山、紀念碑、博物館等の視察を主とするのが多い。乍併之と共に森林部泥炭地等風土學上及生物學上に豊富な教材を給供する場所の見學をなさしむることが甚だ望ましいのである。

師範學校で受けた感化は、懸て新進教師の新職務の上に現はれるのである。郷土の特色、其美觀、其優秀な所以を知つて愛郷心を醒起し、之を深厚にした上は、教師は職務の内外を問はず益々明確な理會と大きな努力とを以て働いてあらう。自ら好んで郷里に足を止め、郷土の美を保存し愛護するに力を致すであらう。教員の進修を圖る爲に郡視學又は學務委員の參席の下に、毎年公務的に教員會を開催し、各種の學術上の講演を聞かしむるが例である。文部省から郡視學に宛てて、特に教員會の如き機會に於て天然紀念物保存に對する興味を呼び起し、之を進捗せしめ、之を鮮活に保持せしめよとの訓示があつてからは、各州到る處に於て彼のコレクツ

の建白書が話題に上るに至つた。之が爲に幾多の地方の教員諸氏が、此保存事業に大に力を致す様に成つたのである。コンウエント博士は在ダンチヒ及在マリエンウエルデルの兩王國政府から、公務的の郡教員會に列席する許諾を得て居る。同氏は常に此機會を利用して、天然紀念物保存に關する講演をする。土地の事情に依つては幻燈を用ひて説明を助けて居る。ハンノーヴェル行政區域では天然紀念物保存委員會の事務掛が、同様に公務的教員會に參席するを許されて居る。會の日程に本問題が上つてゐると、此事務掛が必ず會に招待される筈になつて居る。他の州郡に於ても之と類似した方法を規定し得べきであらう。此種の講演談話に依つて教員は大に獎勵を受ける。教授に於ても、修學旅行に際しても、天然紀念物保護の思想を生徒に注入するを怠らない。リューネブルグ行政區域では休暇中に同區の優秀な天然紀念物たる燥原の最高地ウイゼル山で、教員會を開いたことがある(第三表)。他の州郡でも此の如き見學旅行を行ふことは可能であると思ふ。參加者は非常な利益を得る譯で、單に自然を愛好する念を高むるのみならず、自家の教育作用に有用な鼓舞と教訓とを得るのである。

郡視學局の書庫、町村圖書館及巡廻文庫、特に學校の圖書館には、郷土學上の著作

の外に、天然紀念物保存に關する書籍を備付くるを要する。彼の「建白書」は文部省から管下一般に配布されたから、此は何處にも有る筈である。他は書籍目録に就いて撰出するがよい。

伯林、プレスラウ、ハンノーヴェル、ミンヘン及其他の地には教師の講習會がある。或は市の施設に係り、或は教員會の企圖に係る。萊因州では昨年解剖學と檢鏡練習の講習會が開かれた。プレスラウでは地質學と地理學の講演が催された。こんな場合にも亦天然紀念物保存の事を顧慮する様に致したいものである。此講習會にて遠足の企などある時に特に然りである。此種講習會の指導者としては高等學校、州立博物館の専門家又は保存委員會の事務擔當者など適當であらう。講習員の數は一時に餘り多きを好まぬけれども、拒む譯にも行かぬから參加自由たるべきは無論のことである。

伯林、ブラウンシュワイヒ、プレスラウ、ドレスデン、ハンノーヴェル、ケーニグスベルグ、マグデブルグ、ミンヘン、ボーゼン、ローストック及其他の都市に於て見る如く、學校博物館には天然紀念物保存に關する部門を設けて、天然紀念物の寫眞、所在地記入の地圖、郷土地方の顯著な植物動物を此處に備付くべきである。

右に述べた要望は女學校、家政學校、女子師範學校及其他の學校に對しても同様である。只少許の變更は已むを得ないが、重要な制限を附してはならない。

高級の諸學校では、地理、博物の教授に於て天然紀念物保存の事を説くがよろしい。一般に云へば實科學校の方が高等中學校よりは便好の事情が多い。高等中學校では第三級の上半で博物の教授を終はる。地理は第三級上半から第二級上半まで毎週只一時間づつである。之に反して實科學校では博物を第三級下半まで繼續する。地理は第三級で一週二時間を課して居る。教授は周圍の自然を十分に直觀理會せしめよ、最も近接した周邊地に連結せよといふことには成つて居るが、然しながら郷土學の特別教授は教課中に見えないどころか、嘗て一度も之に言及されることが無いのであるから、高級の學校に来る生徒には郷土學に於ける基礎的教授を受けてゐないものが多數である。是れは第六級に進入する生徒が豫備校からと、其他の學校からと、私的教授に依つて學習したものと、各種のものが混ざるのであるから、當然の結果と言はねばならぬ。三年課程の豫備校は普魯西では其數が總ての高級學校の三十一プロセントに過ぎない。ウエストファーレン州では一校もない。年報に就て檢すると、此多級制豫備學校では、第一級に於て一週一時乃至二時間を郷

土學に振り向けて居るのが多い。そこで高級學校の第六級生徒の三分の一即ち右の豫備學校から進入する分のみが郷土學の満足な豫備教育を受けてゐるものと斷定して宜しい。殘餘の生徒は此素養皆無である。夫れ故第六級で一年間を通じて郷土學を課することが必要になつて來る。一年間課するとすれば一般地理學の基礎觀念も容易に叩き込むことが得られるであらう。右に際しては直觀材料として郷土の美觀特長を標示する顯著な天然物を第一線に於て顧慮すべきは絮説を要せぬ所である。尙上級の地理教授に於ても適當な機會を逸せず天然紀念物保存の思想を鼓吹するに努むべしである。各地方に於ける天然紀念物保護規則等も亦説示すること肝要であらう。

博物學の教授は個々の種の觀察から始め比較に依つて族に至り類に至り以て本義に入るのである。植物考定の練習は第四級から始め最後に植物地理動物地理を課する。一九〇八年以來最上級に生物學を加へて生活現象を生徒自身に考察せしむるとになつた。地質學は普魯西の教科程には要求されてゐないが實科學校に於ては鑛物學と同様に化學の教授と連結して教ふることが出来る。公領アンハルトに於ては近來地質學の初歩を各高級學校で適當に課するとなつて居る。此規

定の範圍内で天然紀念物保存の思想を注入するとは困難ではあるまい。然しながら今日までの處では此努力を爲して居る高級學校は極めて少ないのである。審美的見方は既に初歩の教授に於て忽にしてはならぬ。世人が春の花を非常に欲しがり、往々不必要に多量に折取るが、是れは極めて宜しくないといふ事を生徒に教へねばならぬ。ヨハンネス・トロヤンが植物愛護の爲に戒むる所は極めて親切である。

花を折るなら極めて控目にせよ。

決して多量に取り去るなかれ。

多量に取ると草樹が痛む。

花は亦其地の裝飾でもある。

少しばかりを取つて餘は其草其木に着けて置け。

外の人々も同じく花を喜ぶ。

足も疲れ氣も鬱した旅人が、汝の後に來るかも知れぬ。

若し花あらば之を眺めて元氣を回復することが出来るであらう。

教授の材料に必要ならば切り取るべし、折り取るべからずである。根付きのまゝで入用ならば極めて少量に取れ、鳴禽は妙歌を囀つて森を賑にするのみならず、害

蟲驅除の功を樹つるから、保護すべきであることも、一般に教へねばならぬ。杜鵑、蒼鷺、金鷄等は益々少くなる。此等が悉く死滅すると、回復されない損害であることも亦説き示さねばならぬ。族や類を説くに當つても、其地方に珍稀な種は之を擧げて特別な保護を加ふべきを奨励するがよい。動物地理、植物地理では重要な生物群落を觀察し、廣布限界を確定し、隣境に於て或種の存在せぬ原因をも知了せしむることが出来る。

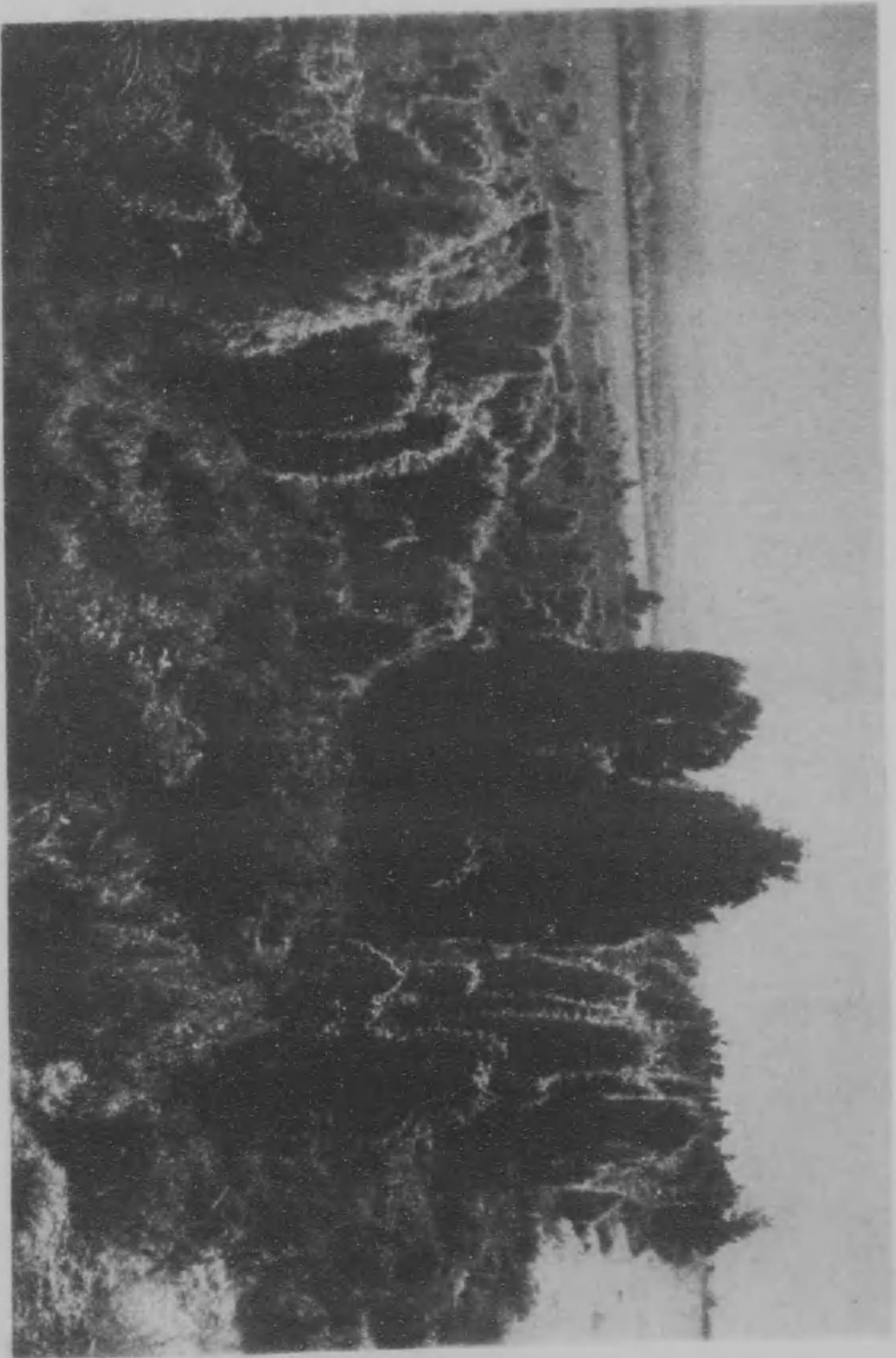
教材に關して言へば、掛圖には郷土の主要部を擧げたるのみのものが多い。隨て天然紀念物も、只僅に萊因の瀑布、稜堡、雪峰等の如きものを記入してあるに過ぎない。維納の動植物學會では注目に値する植物を、精細に記入した精巧な掛圖を公にした。此には奥國の保護法の規定も載せてある。此の如き掛圖が追々と多く作成されることは誠に望ましき事である。取分け郡とか州とか狭い區域の地圖にも亦、天然紀念物を列擧する様に努力せんことを切望する。斯様な地圖は一地方に限られて廣くは賣れないものであるから、其著作は随分高價なものになること勿論ではあるが、卒業生や特志家の寄附を募るも宜からうし、又は博物學會や、地學會や、州立博物館等から補助を仰いで、其大部分の費用を支辨することが出来るであらう。天然紀念

物に興味を有する教師生徒の手に成る繪畫や寫眞は單に教授の鮮活を助くるのみならず、保存の努力を宣傳するに効果が大きい。天然紀念物を寫した風景繪葉書も既に二三の書店から發行した。ドレズデン市ネンケ、オステルマイエル店の發行に係るライペルト附近顯著植物の寫眞繪リーゼン群山の植物、温泉の繪等は是である。讀本、教科書に關しては高級の學校に於ても、既に前に他の學校に就て述べた所を參照するがよい。特に博物學の教科書中、花樹花草編は、今後は系統的生物學的の觀察法と共に、天然紀念物の審美上及科學上の價値に顧慮し、其保護の必要を奨説するものでなくてはならぬ。

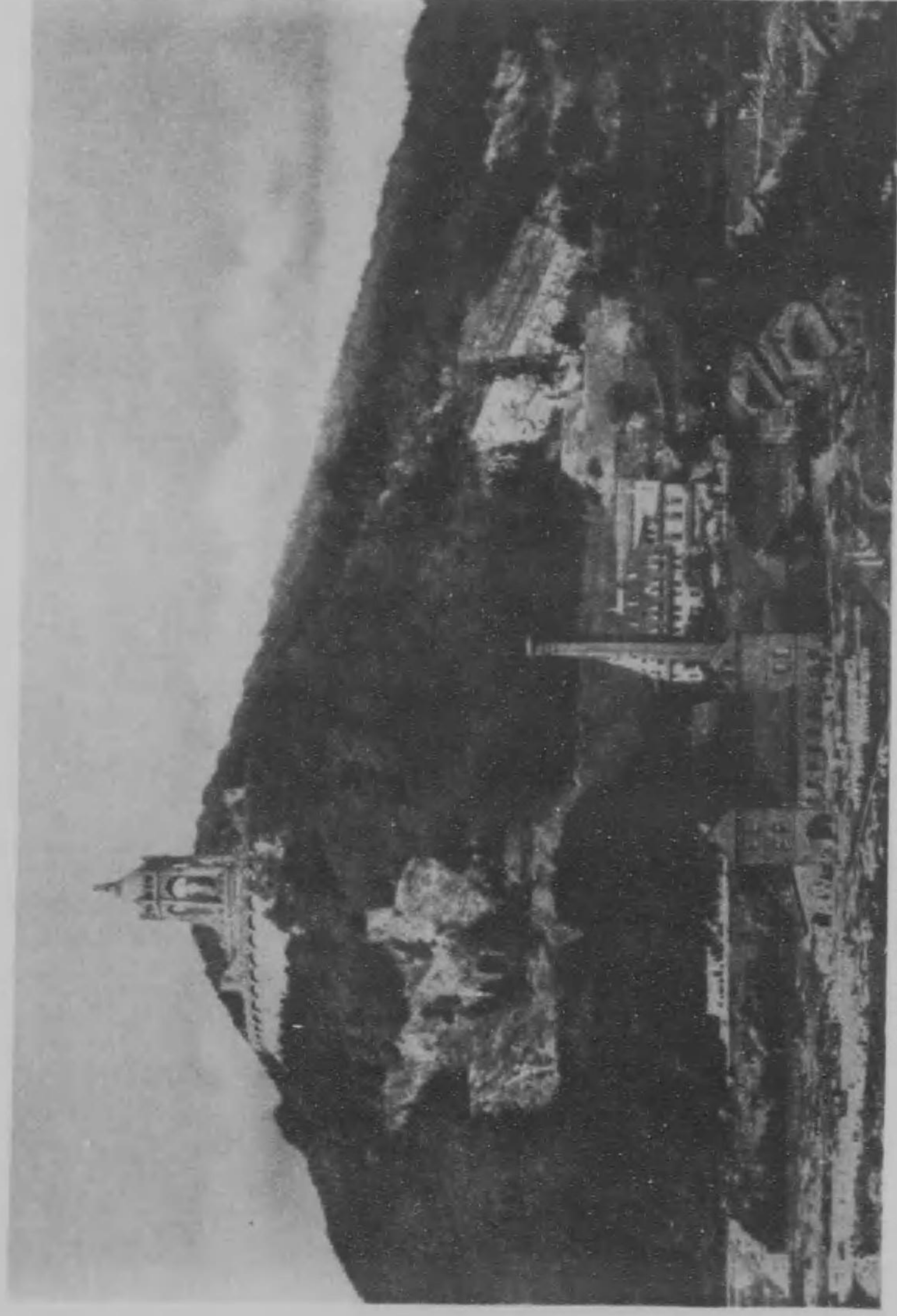
修學旅行は博物學、地理上の直觀を助くる爲に、學校の教課からも當然奨勵すべきもので、高級の學校に於ても之を擧行するものの倍々多きに至らんことは望まじき事であるが、此旅行を利用して天然紀念物保存の思想を擴布することも亦出來べきである。東普魯西州學務委員會では修學旅行に關する訓令を發し、生徒に此思想を十分に注入すべき旨を校長及教員に警告して居る。惟り同胞人類及動物のみならず、土地、石、植物をも亦愛護する一層高雅優美の感情を兒童に涵養するは、學校の最も高尚な職分であるといふ一節がある。茲に戒飭の意味で一言すべきは

生徒を珍稀な植物の現場に連れて行つて之を教へてならぬ事である。見せて教へた爲に毀損されたり甚しきは滅絶に至ること世間に例が少なくない。斯んなものを見せなくても、美觀上又は學術研究上に趣味多き天然紀念物は他に豊富であるから、之を尋ねて指教の材料にするが宜しい。著名な展望地點、河岸、森林部、泥炭地、又は燥原地など今日既に幾らも修學旅行の目的地になつて居る。單に保養の爲の旅行地ともなつて居る。郷土を遠く離れた天然紀念物は休暇中の旅行に於て見學させるが宜しい。

高級の學校で發行する年報には校報と共に、一部分は各種の學術上の論文が載つて居る。本來學務局の發した規定は、年報を以て、學校と家庭並に社會との連絡を圖る具に供する積りであつたのであるが、往々非常に遠隔の地に關する専門的研究が載つて居るから、右の規定には遵據しないものが多いのである。之に就いて一八六六年一月十七日の文部省令は特に説示して居る。歴史、文學、自然及工藝は無限の材料を供給する、學問を通俗化するを恐れる向もあるが、之を正當な方法で成すすることは、一種の伎倆であり亦手柄でもあるのである。此の恐は無用であるといふてある。上の規定に適合せしめんには、歴史上のことでも、地理上のことでも、郷土を紹



地生茂松社の中原燥クルメネ、リ 表圖三第



第四圖表 ユーゼムル河畔ツリカカ上港の紀念碑

介するに、藝術上の紀念物若くは天然の紀念物と關係を取ること最も可なりと思はれる。近時の學校一覽には意を此に用ひたものが少なくない。ステッチン市のシレル實科高等學校一覽にはウインケルマンの「吾人は自然を忘れて居る」といふ題下に天然紀念物保護を論じたものが載つて居る。保存努力の發達及結果までも説き及ぼしてある。フロックヘルの「ヒルデスハイム及其附近に於ける植物界天然紀念物」と題する一文は本來斯道に一隻眼を有する者に對しての論述であるが、特に亦少青年に對して言説したものである。シューペーの「プレスラウ及其附近の樹木」は自家の經驗から總ての散策、並にプレスラウの周圍で半日程で出来る旅行を蒐録したもので、美觀と生育状態の特異とに依つて格別注目を惹くべき樹木が擧げてある。彼は之を以てプレスラウの周圍に、斯かる天然紀念物の大數が伏在することを、公知せしめたい意望で書いたのである。此等樹木の大部分は古生的のもので、保存の價值あるものである。

天長節に於ける學校訓話では既に「郷土學と郷土保護」又は「愛郷心の源泉」に就て講説するが常であるが、天然紀念物保存も亦愛郷心を促進する好個の題材たるべきである。周圍の自然を理解する知識と、眞に自然物を愛惜する感情とを結合させ

て始めて深き感動を與ふる効果がある。特に愛郷心愛國心を盛ならしむる源泉となり得るのである。

教員圖書館には第一に教授に有用な内容の著作を集むること勿論であるが其次には教員の特殊研究を助くるものも亦備付けねばならぬ。郷土に關する圖書は、各學校の書庫に出來得る限り完備させること固よりのこととて、隨て郷土自然の保護に關する書籍も亦缺くべからずである。圖書の新購入に當りて各教員の希望を參酌することにすれば、容易に其完全を期し得べきである。是れは至極適當な方法で各處で現に行はれ居る所である。地學協會及博物學協會等で、郷土若くは隣境に關して公にする印行物も、同様に集め置くべきである。プレーメンの博物學協會で其發行に係る論文集を、北西獨逸國の各高級學校に無償で配布する如きは、此希望に應じた好い處置である。

其他高級學校教員の進修を目的とする施設の中では、休暇中の博物講習會を擧げたい。此種の講習會で、教員は講演や實習に依つて、研究の新結果を知得するのである。郷土自然の顯著な物件を研究する郊外旅行も、大概斯んな講習會には附き物となつて居る。著者は斯んな機會に於て、上テウジッの褐炭坑に於ける落葉杉の

古生樹幹や、メックレンブルグに於けるフェルドベルグ附近の泥炭地を見學したことがある。グッテンゲンのペーテル博士は講演に於ても天然紀念物を論じた。亦講習員を或る泥炭地に導致し、南ハンノウールに稀有な植物の大數が、開墾の爲に滅絶された状況を見せて呉れた。此種の旅行には國家からも町村からも補助を與へ、賜暇も許すのであるから、一地方の天然紀念物研究を目的とする見學旅行にも、同様補助も賜暇も與へられたいものである。

天然紀念物保存の思想が諸大學に這入つたことは、既に前に述べた所で窺知するに難からぬ。伯林の大學監督局からは、講義の際適當の機會に於て天然紀念物の學術上及審美上の價値を説き、聽者をして其保存に協力せしむるやう示導せよと、各講師に要求して居る。斯くて二三の大學では、彼の普魯西國天然紀念物保存公署職務規定を公知せしめた處もある。他では之に關する講演を開いた處もある。文部省で省令を發してから、此努力が全く一般に勸奨されることに成つて來た。省令の中に曰く、大學の専門家社會が天然紀念物の學術的研究と其保存事業とに注意して實際の協力を假すに非ざれば、此事業の格段な進捗は期するを得ないと、天然紀念物並に其保存といふことは尙新しい思想であるから、假令之に就いて常住繼續

しての講義は出来ぬにしても、講義の適當な機會には之が説述を逸してはならぬ。各科の學生を集めて、保存に關する特別講演を時々繰り返すも宜からう。斯くて未來の裁判官、行政官、僧侶、教育家、醫師等各種の職に當る人々が、天然紀念物保護の精神を會得するであらう。大學を出て各異なつた職務に従事しつゝ、心を一にして此理想的事業の有力な協働者と成るのであるから、大學在學中に右の如く一般に獎勵を與へ置くことが、極めて必要なるは火を見るより明なりと謂つべしである。行政官は第一に其管轄區域の天然美の有効な保護を行ひ、又其獎勵を怠らぬことを任とする。僧侶と成つた人々も大學時代に於て斯業の知識を得、天然物を其審美學的秀麗な方面からも觀察し得るに至つて居るから、職に就いてからも、倍々此獎勵を盛にするに適して居る。牧師にして熱心な自然好愛家となり附近天然美の保護者となつた人々は實に少なくない。醫師、藥劑師で動物學上若くは植物學上の地方的研究者として、郷土自然の研究上、多大な功績を挙げたものは亦少なくない。夫故此等の人々が亦天然紀念物保存に對して優秀な協働者と成ることは難からずであらう。特に醫務局の官吏は職務上の旅行で管下の遠僻の地までも出張する便宜を有するから、此事業に興味を持つて、民衆に或は説明し或は諭告して働いて貰ひた

い。郡區醫の如きは其受持の狭い地域を根本的に知悉し得る境遇に居るから、或は視察の結果を報告し或は保護規則を設けん事を提議する等有效な方法で斯業を幫助し進捗せしめ得るのである。

天然紀念物の調査に幾多の大學教授や講師達が當つて居るが、専門學上趣味深き事業で感謝すべき結果を齎らすことが多い。ブランデンブラグのブラーグフン湖は、天然紀念物として保護を受くるものであるが、伯林の或専門家が、其地質學上、植物學上及動物學上の性狀を調査して、既に注目し得た結果を得た如きは其例である。上級の學生も之に倣ふて、保護地の視察調査を行ふが宜しい。其結果は教員檢定試験の論文、懸賞論文等の材料となるであらう。

以上大學に就て説述したことは、之に少しく變更を加へなば、工業、獸醫、農業等の高級學校に適用される。此等の學校は其特殊教育の目的が一部分天然紀念物保存の思想と一致するものであるから、他の學校に比して一層鮮活な興味を斯業に對して惹起せしめ得るのである。此等の學校の卒業生は、多くは御料地管理所、土木管理局、農務局、各種委員會等の吏員と成るから、此人々が天然紀念物保存の最好の促進者と成り得るに至れば、愈々好都合である。獸醫郡區獸醫の如きも一般の醫師と

同じく、斯道に重要な働を爲し得る。此等の人は農民と接觸するから、注目に値する天然物に關する多種の觀察を蒐集し、其價値を指摘し、珍稀な獸類の保護に意を留め忠告を與へて有效な保護法を講ぜしむる機會を有するのである。一九〇四年カールスルーへ高等工業學校で校長交迭に際しての祝賀演説に、バーデン大公領植物の天然紀念物及其保存を説きたるは、茲に特筆する價値がある。

山林大學及鑛山大學に於ては、從來既に天然紀念物保存を講演の題目として居たが、保存業の發達に伴ふて、今後は各學期を通じて、少數の時間を之に配當するが必要であらう。そうして養林法及林業植物學の講義中に、自然の儘の地境を保存すること、珍奇な樹種及他の植物を保護すること、特別美觀を呈する樹木を愛護すること、等を説き示して貰ひたい。山林動物學では或動物種屬の有害な方面と共に、亦其有益な方面をも説くべきである。珍稀なる、又は美麗なる點で著しいものは、特に力説して置かねばならぬ。鳥類保護に就ても精細な講述をするが宜しい。地質學では、特殊の形狀を有する岩石、漂石の保存を説くべく、之に附帶して石材切出場は土地の美觀を損ぜざる場合に限りて許可すべきであることも、言つて置くべしである。

學校の外に、尙一般教化若くは科學上の研究を目的とする特殊の場所がある。博物館特に國立博物館、州立博物館の如きが是れて、幾多の圖畫、寫眞、見取圖等を蒐めて居る。天然紀念物に關するものも此中に屬する。若し此等の場所て公報を發行する場合には、天然紀念物保存の爲にも有效な公知の方法を講じて貰ひたい。館長や先達の學者の講演に於ては、歴史上、及民俗學上の問題と共に郷土に關することを述べて貰ひたい。工藝上の紀念物、及史前の紀念物と共に、天然紀念物のことも説いて貰ひたい。最早是迄のやうに等閑に附して貰つてはならぬ。右の諸問題に付いては、ダンチヒの州立博物館が模範的の處置を執つて居る。伯林のウラニア會では、博物學上の演劇を催し、動物界の喜劇を幻燈入りて演じて、天然紀念物保存の思想を鼓吹した。ロッシンテンの鳥類監視場では鳥類の生活要狀、廣布、飛遊の範圍等を調査すると共に、亦鳥類界の保護に力を致した動物園や水族館では、外國の動物と共に、郷土部を設けて内國産のもの特に自然の場所にては容易に見るを得ざる、若くは將に絶滅に瀕せんとしてゐるものを收養して貰ひたい。迫害を受けて稀少になつた動物は、之が圖表を拵えて保存するがよい。圖表の上には其動物の名は勿論のこと、其生活關係、擴布區域及保護の必要なる所以等を記入して置くべきである。水族

館には腹歩類、蝦蟹類、昆蟲類をも包容するを要する。

天然紀念物保存の目的に對する教育、教授の價値に就いては尙述ぶべきことが多いが、紙面が許さぬから此れにて止める。要するに教育が不十分で、知識が不足の爲に、郷土の自然を毀害するもの少なからぬことは單に著者一人の見解のみならずである。

丙、特志の天然紀念物保存、

團體、個人、

天然紀念物保存の努力が、國粹の爲め愛郷心の爲め重要な事件たるは、今日では善く一般に知悉された所である。亦既に久しき以前から重視された所である。各種の團體や個人が、特志的に天然紀念物保護の事業に盡力したる事例の多きは明に之を證するものである。植物の保護を標榜して起つた第一の會は一八八三年ゲンフに設立された植物保護協會である。それ以後、此思想は益々盛になつて、歐洲諸國に、亦其以外にも擴布するに至つた。博物學協會、地學協會等は天然紀念物の保存に學術的興味を有して、極力其進歩を圖つて居る。公益又は社交を目的とする協會、狩

獵會、鳥類保護會、山岳會、觀光會、保勝會等も亦此事業に盡力することに成つたのである。植物學者、植物地理學者の萬國協會、柏林の郷土學會及他の多數の博物學會にして小區域の郷土研究を目的とするものまでも、皆天然紀念物の保存といふことを其定款中に入れるに至つた。他の類似の目的を以て成れる諸協會が漸次に残らず其定款なり事務章程なりに右同様の追補を加ふるに至らんこと切望の至である。斯の如くなれば自然の結果として、年報其他の報告に、天然紀念物に關する事項を掲載することになり、研究も進めば保存の努力も促進されることになるに相違ない。此等の協會の中には既に紀念物目錄調製に協力し、若くは報告を提供して之を助くるものあり、又は保護規定を設けて顯著な保存區域を確立したのもあるのである。獨逸に於ける最初の植物保護區は恐らくバイエルン國モースブルグ附近の燥原平地であらう。此は一八七七年にランヅフト植物學協會が買ひ取つたものである。バイエルン國では他の博物學上の協會も右と類似の意味で活動したものが多し。ノイハルデンスレーベンは一切協會では、或る特徴植物群落を保存する爲に、泥炭地を賃借した。漢堡、リネブルグ、ハンノーヴェルの博物學會、北西獨逸山林會、リネブルグ侯領農林協會にては、リネブルグ燥原の矮樺保存に援助を與へた。索

遼國ロバウのフンボルト會では、氷河爬痕で著名な土地を四十年間賃借し、グーベ
ンに於ける下ラウジツ人類學古代學會は、ヘムニツツ附近の「魔石」を買取つた。

獨逸博物教員會は州國に多くの支會を有するものであるが、其主なる仕事は、支
會と共同して科學的郷土學の進歩を圖るにある。天然紀念物保存のことを會則に
掲ぐるに至つたのは、此會が第一者である。索遜及ヴェルテムベルグの支會では、林業
植物譜作成に準備作業の勞を吞まなかつた。オルデンブルグ國支會は、珍稀な動植
物を記入する測量地圖を、郡村支會に頒布した。ハンノーヴェル州支會では、郷土學上
の報告を印行して、同州、ブラウンシュワイヒ公領、シャウムブルグ、リッペー侯領等の會員
に配附した。同報告の第四冊には、郷土保護に關する一論文が掲げてある。林業植物
譜作成に付ての同會の協力、並に天然紀念物安定に付ての努力を見るに足るもの
である。尙リ、ネブルグ燥原の矮樺保存に關して同會が力を盡くしたことは特筆に
値する。即ち同州支會は右泥炭地買収に多額の寄附金を提供し、又スツットガルトの
本會に交渉して資金を支出せしむることに成功したのである。他の幾多の教員
會等も亦郷土研究、郷土保護の熱心な促進者である。近來は天然紀念物保存の講演
をも催すことに成つてゐる。

幾多の保勝會でも天然紀念物保存に對する鮮活な理解を有することを示した。
例せばボンの保勝會は、率先してジーベンゲビルゲ山中に石材切出場を設くるこ
とに反對し、熱心な運動を開始して、短日時の間に、官私兩方面から所要の資金を募
集して同山を保護することを成し遂げた。他の保勝會にも天然物保存の精神が尙
一層盛になることを希望する。人間の手を入れざる自然其者が、既に十分に、人を引
き付ける勝景を備へて居る。隨て之を保存することが少なからぬ手柄であるとい
ふ考を、廣く行き渡らせねばならぬ。此趣旨に基づいて一九〇二年、ミンヘンに所謂
「イザル谿谷會」が設立された。ミンヘン附近特に、イザル谿谷の景勝地保存を目的と
するもので、イザル河岸の形勝に着眼して居るものである。官廳から取締規則も發
布して貰ひ資金も準備して、工場の設置、橋梁の架設等に依つて風致を損すること
の成るべく少ないやうに努力して居る。

寫眞協會や藝術同好會なども、顯著な天然物を撮影又は描寫して保留するから、
矢張り天然紀念物保存の努力に助勢してゐる譯である。例せば、ゲラに於て、博物學
同好會が林業植物譜作成の用に供する爲に繪畫の複製を引受けた如きがそれ
である。

地方の美観を高める爲に、天然美の土地、物件、紀念物及特徴ある一切のものを保護することには山岳會や觀光會等も興味を有して居る。獨逸山岳會及觀光會同盟も亦此仕事を其の綱領中に掲げて居る。リーゼンゲベルグ山會は、此同盟の趣旨に従つて各地に質問用紙を配布し、其地方に存在する天然紀念物を記入し、且つ保存を信托すべき適當な人士を選びて回報せんことを要望した。此被信托人といふのは天然紀念物に對する一切の危害を排除すべく若し此事不可能の場合には至急本會に通報すべき任務を負擔する人である。同會は右の外にクマガヒサウの保護を圖り、制札を立てて、同植物を摘取し又は矮松を傷害する者は法によつて罰せらるゝ旨を公知せしめた(第十圖)ザウエルランドの山岳會は彼の「大柵」を買ひ取つて保護し、下フランケン州の諸協會はスベツサルト古生林殘餘部の保存を遂行し、北ポツトメン旅行俱樂部はライバ附近の「地獄谷」を買收して鐵道布設の爲に破壊されることを防いだ。諾威の觀光會は七千馬克以上の巨費を抛つて、スクエッゲダルスフォースへの道路を開いた。此はモルデ附近での諾威國瀑布中最も偉觀を極むるものゝ一つである。そして所有者に負はしむるに將來決して瀑布附近に工場を設置をなさず、又之れを他に許可することもせぬといふ義務を以てした。此事は臺帳にも記

入されてある。獨逸アルプス會は各種の方面から天然紀念物保存の努力に助勢し



ウサヒガマク

た。同會は二國內に多數の支部を有し、資金も豊富であるから、右の如き助勢は極めて容易である。同會は斯く資金を提供すると共に、各支部に廻章を發して、此思想の廣布に力を致して居る。珍稀なアルプス植物の原生地保護と、アルプス以外に於ける氷河時代の遺物保存とを、同會の事業の一部とすべしといふコンウンツ博士の提案が、此廻章中に推奨してある。獨逸アルプス會からアルプス植物保護會が生れた如く、最近十年間に天然紀念物保存を目的とする新しい協會が多く成立した。茲に擧ぐべきも

のはエルザス州ストラスブルグ府好學會内の天然紀念物保存委員會と、ヘッセン選帝侯國及ワルデック國の天然紀念物保存協會とである。後者は區委員會(在カツセル)と相提携して或は口に或は筆に管ら保存思想の鼓吹に努め又勞金の募集にも盡力して居る。一九〇四年にはドレスデンに郷土保護協會が設立されたが、此は獨逸全國に普及すべきものである。同會の目的は獨逸の郷土を其自然の儘に、又は歴史的に形成された特色の儘に保護するにある。隨て天然物中の紀念に値するものをも亦保護するのである。一九〇九年十月スツットガルトに設立された天然保護公園協會は、特殊の目的を達成せんとして居るものである。即ち獨逸二國內諸協會の協力の下に資金を募集して一個若くは三個の天然保護公園(アルプス、中央獨逸、北獨逸に於て)を設けんとするのである。獨逸以外の諸國の中では丁抹を擧ぐべきである。同國では一九〇五年コーペンハーゲンに天然紀念物保存の一委員會が成立した。

動物界の保護には多數の動物保護會、並に一般獨逸狩獵保護協會が力を致して居る。然しながら所謂肉食獸の保護のことは未だ此等の會の規則の中に見る所がない。夫故に好獵家及林業家に向つて此等の動物も自然の大世帯には輕視すべからざる價値を有することを教ふる爲に、爲すべき仕事は尙少くない。自然は單に其有益な點からばかり尊重さるべきでない。生物の生活關係が非常に錯綜してゐる點と、人間の心情に美的刺激を與ふる點とを見ても亦其貴重なることを知らねばならぬ。右の諸協會の幾多の功勞は吾人も認める。一般獨逸狩獵保護會は各支會に於て肉食獸驅除賞金を減じた。ハンノーヴァーやヴェストファーレンに於ては渡り鷹等々の屠殺に最早賞を懸けぬ。鳥類保護會のことは茲に特筆するを價するものが多い。鳥類保護獨逸協會では雜誌も發行して居るし、又農務省に出願して、北海のメンメルト島上の鳥類保護區域を設定する運動に盡力した。漢堡に於けるヨル

ドザンド會は同會の娘分であるが、隱見礁ヨルドザンドを鳥類保護繁殖地として設定した。漢堡禽鳥學會は同一の目的でシルト島の一部を賃借した。隱見礁ノルデローグ買收の爲には、多數の協會が合同して、一萬二千馬克を醸出し、スツットガルトに於ける鳥類保護獨逸同盟會も四千馬克を支出して之に加へた。此同盟會はエルヘーンレ夫人の指導の下に、十年間の努力で一萬八千人の會員を得、鳥類界及天然紀念物の保存の事業を極めて熱心に促進せしめたのである。又ヴェルテムベルグ政廳や獨逸帝國議會に幾遍となく建白もし、又講演會も開き、遂に鳥類保護林を設定

するに至つた。一九〇九年十月十日ニルンベルグで、一の鳥類保護會議が開かれた。此れは第一流に列する首班人士の發企に成る所で、三大協會の合同を決議したのである。之に依つて鳥類界獨逸協會、鳥類保護同盟會及鳥類保護萬國婦人同盟會の三者は將來其の共同の機關として、禽鳥學月刊雜誌を利用することに成つた。其外一般獨逸鳥類保護會議を開催するの決議をなし、新設のバイエルン國鳥類保護支會も之に參加せしむることにしたのである。

爬行動物や蝦蟇類は從來世人が之を恐怖すること甚しくして其眞價を認むること少なかつたものであるが、近來は彼地此地に於て之に對する幾分の趣味を惹起し、保護を加ふるに至つた。プレスラウの動物園に於て、又は養魚學會、兩棲動物學會及天然紀念物保存協會に於ての公開講演で、此種の天然紀念物の繪畫を提示して説明を與へた如きその例である。定期刊行の雜誌も此思想の鼓吹に努めて居る。例へば養魚學兩棲動物學週刊雜誌に、右の如き諸協會が天然紀念物保存に協力しつつある狀況を詳説した二篇の記事文を載せた如きがそれである。

個人の特志家で、天然紀念物保存を念とする諸協會と相提携して、努力するもの亦少なくない。前に度々説いた矮樺泥炭地の安定に於ける、又直ぐ上に擧げた鳥類

保護繁殖地の買収に於ける場合の如き、即ち是れである。右の二つの場合では漢堡の特志家が巨額の金員を提供したのである。イザール谿谷保存費の調達には、ミュンヘンの藝術家及富豪が多大の補助を與へたのである。右の外にも、各種の人士が同心戮力して天然紀念物保存上偉大な効果を奏したものが多し。瑞西の學童は各自零碎な醸出をなして可なり巨額な資金を調へ、此金でフイルワルドステッテ湖畔にホテルの建築を防止して、其地の金紅石を保護し、之を原始狀態の儘で、國民財産として永く保存することにした。エルベルフルドの市民も亦保勝會に巨資を提供して、市外の林地買収を遂行した。クロイツナハ附近で、ボンチニ植物區系地を買収して安全にしたが、之に要する資金は是亦特志家の寄附で集まつたものである。

天然紀念物が先づ研究者又は藝術家の注目を惹き、學術上若くは審美上の理由で其の保存を圖るに至つた例は甚だ多い。ヴェルツブルグのクラウス博士は研究用としてスベッサルトのウエルレンカルクといふ土地の森を又オーデンゼのシエツツ藥劑士はエットランドにウラシマツ、ジ茂生地を買ひ取つた。此處は平地に於ける唯一の産地である。デフレッゲル、ガブリエル、フォン、ザイトル、ウッペ、ローデ及其他の畫家は、發育の見事な樹木を保護し、トムゼン博士はウイルゼデル山腹燥原の一部たる扁

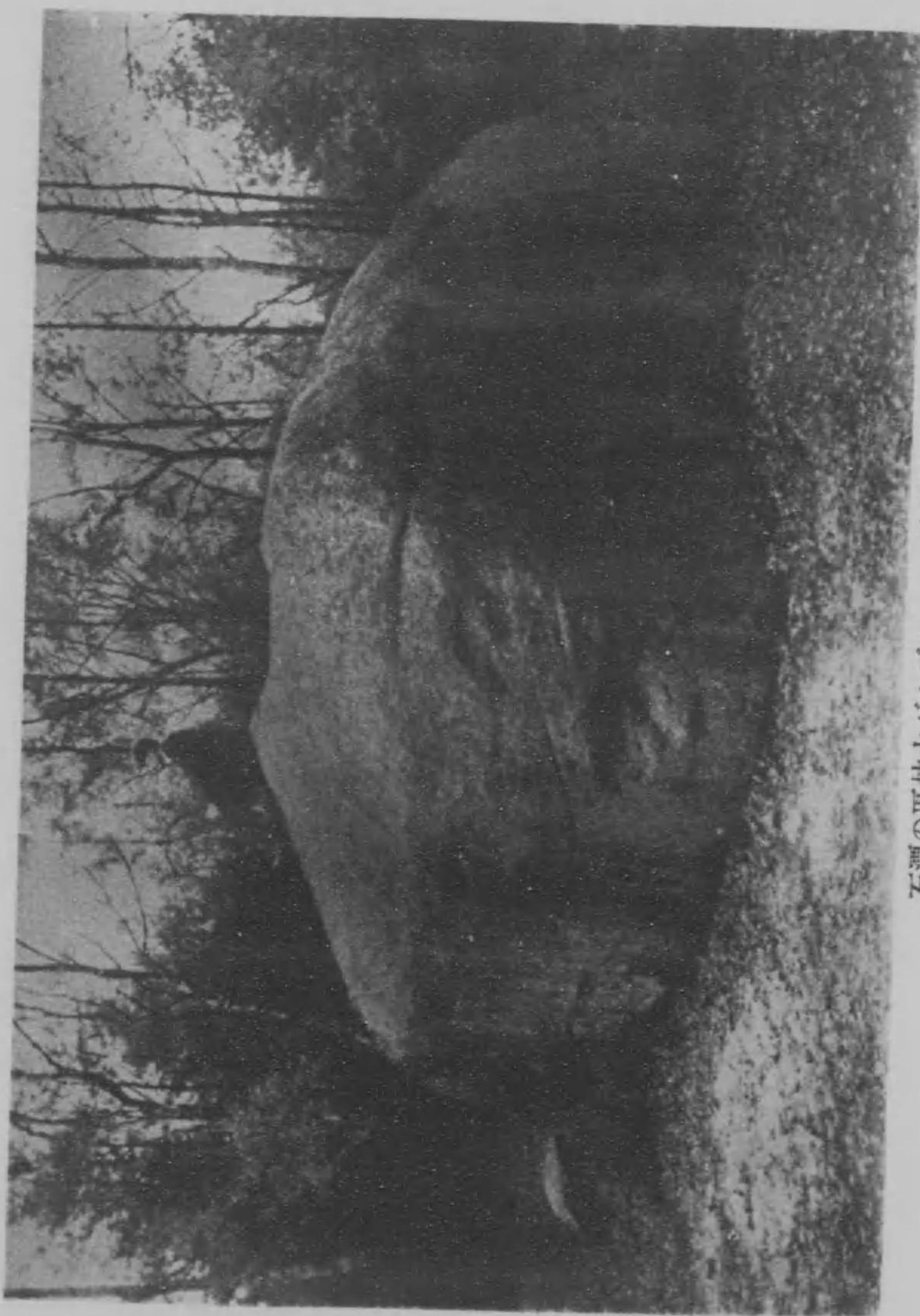
柏種杜松林を、ルードルフ博士はイト河畔ラウエンスタイン附近の老榲樹を購入した。王侯にして自ら天然物保護者たるを示したるもの亦少なくない。王ルードウ^イと第一世は既に一八四六年に於てモースナハ附近に、幹の周圍十米突の巨榲を買取つて保護することにした。白耳義の王レオポルド第二世は自然地域を買上げて之を國民に贈與し、變更を加へずして保存すべしとの條件を附した。

右の如き理想的贈與を模倣するもの、頻出せんことは、非常に望ましき事である。富豪にして其富を自己享樂の資に利用するのみならず、自ら奉ずること儉素にして成るべく文明促進の用に供せんと心掛けてゐる人士は、今日でも亦少ないこととはない。此等の人士は自分の母市の爲に色々の施設をなすことを好んでゐる如く、原生林の一部なり又は注目に値する岩彙なりを買取つて、之を不變の状態に保存することに力を出すことは、決して其躊躇する所ではあるまい。往々巨資を投じて珍稀な外國産の植物、動物を購入して、之を植物園又は動物園に寄贈する特志家は、亦郷土に於ける珍稀植物の産地を保護し、又は珍稀な内地動物の住地を安全にして、其絶滅を防止することにも助力を吝むことはあるまい。コンウエントツの言ふ如く、石で造つた記念碑や色硝子の窓戸のみならず、美しき自然の一部を、町村、國家若



石搖動のトイ州ル^ェヴァーノンハ 表圖五第

石標の區林大ブルグニーン 表圖六第



くは全人類に寄贈することは、同じく現在及未來に於て多大の感謝を贏ち得るに
適するといふ考が、漸次一般に擴布し、了得される様にならねばならぬと思ふので
ある。

既に所有主の定まつてゐる一天然紀念物を保護するといふは事極めて簡単な
やうであるが、一種の物質上の利權を抛つことであるから實に高尚な情操の發露
であり、又人手の這入らぬ自然の美を眞に理解するものとして尊重すべきである
シュワルツエンベルグ侯が中歐古生林の標本として、其植物動物の生活と共に、後世に
保存せんが爲に、ボエーメン森林中クバニーに、廣大な保護林を設定したのは世間周
知の事實である。此森林中には斧も鋸も入れることはならぬ。一木と雖他に移すこ
とはならぬ事になつて居る。此模範行爲も今日では最早獨占の美を擅にする譯に
は行かぬ。個人的所有主で——大概是審美上の理由から——類似の保護規定を設けた
ものが多く生じたので、列擧するに違もない位である。一細民に過ぎない所有主で
も天然紀念物に對する理解を有する最も勝れた一例があるから、之を擧ぐることに
する。バイエルン國のチースルといふ荒蕪地の畑の中に、一本の巨大な榊がある。
最も大きな枝は付根の所で三、七米突の周圍を有する。此樹は耕作上に少からぬ損

害を及ぼし、又樹價も年々減失するに抱はらず、昔から丁寧に保護されてゐる。所有主たる細農に向つて、此樹は遠からず除伐するのではないかと尋ねた處が、彼は眞實面に現れて答ふるやう、何と仰ツしやる、私の先祖も伐らなかつた私の父も伐らなかつた、私も亦そんな事は爲ない、私の息子にも亦決して手は付けさせまんと。

此簡単な言葉で天然紀念物保存の思想が表明される如くに、他の場合でも、或は一言の戒告、或は異議に依つて、天然紀念物を保護することが出来得ることと思ふ。自然好愛諸士は其取り得る一切の手段を盡くして、或は冷淡から或は亂暴から、天然紀念物を毀傷する行爲を、制止して貰はねばならぬ。特に教師、僧侶、村長等の如き、其地位上から權威ある人士は、此意味で盡力し得るのである。各種の行政廳官吏は官廳側からの訓令で、天然紀念物の毀傷を防制し、諭告を發して此思想の周知に努むべきことに成つて居る。藝術家には土地及其區々の場處の美觀を住民に識得させる技倆がある。詩人文士は詩文に依つて郷土の優秀な所以を明確にする腕がある。何れもその腕を揮つて貰ひたい。茲に今多數の人名を一々列挙することは遠慮するが、鳥類保護の祖師として閑却すべからざる一人の恩人がある。それはフォン、ベルレブシ、男爵である。此人はランゲンザルツ郡ゼーバハの自分の實驗場で、久し

き以前から、鳥類の精密な觀察を遂げて、其經驗を集めて貴重な結果を達成したのである。彼は研究の成果を鳥類保護總覽と題する一書と成して發表した。そして一切の個人的權利を抛擲して、此書を鳥類保護獨逸協會に譲與した。此著作が鳥類の保護上に如何に重要なものと成つたかは、普魯西山林局が本書を王國林務官に残らず配付した事に依つて明瞭である。兩三年以來は又ゼーバハに鳥類保護講習會も開かれ鳥類監視所も設けられた。同好の人士には望に應じて指導を與ふることに成つて居る。獨逸に於ける鳥類保護場の初めての成立は同氏の提唱のお蔭である。ユイスト島とホルクム島との中間に在るメンメルト島を、王國農務省から十二ヶ年間の賃借をなし、無用の者の侵入を禁じて同島の鳥類を保護することにしたのは、實にフォン、ベルレブシ、男爵其人である。

終りに臨んで尙一言すべきは、雜誌や日刊新聞が從來も既に然りてあつた如く、天然紀念物に關する適當な論說又は雜報を掲げて、此種の努力を最も顯著な方法で一般に報道し、且つ促進して貰ひたい事である。之と同じく天然紀念物に對して苟も一隻眼を有する人士は何人でもその調査に協力し、その保護保存に盡力することを、各自の任務だと心得て貰ひたいのである。

丁、官公衛の法規

七二

市町村及州郡の管理 國家の管理 普魯西獨逸國 其他の諸國

吾人は官衛側の協力が最後に天然紀念物保全の重大なる要素であることを言明して置いた。是から州郡等の管理法規の二三の例を擧げて、此問題の一般的處理法に指針を與へたい。そして編末に於て、普魯西に於ける官設機關並に獨逸及其他の諸國に於て施行せる法制を記述することにする。

個人が其所有地内で、天然紀念物を保護し得ることは前述の通りであるが、市町村及他の公共團體でも同様である。山林は貧富の別なく何人にも、特に大都市の住民には殆んど缺ぐべからざる、休養の場處であるから、多くの都市では其所有に屬する山林を恒久に保全し、都市自ら自然の保護者を以て任じて居る。斯くて幾多の美麗な老樹、幾多の注目に値する植物より、漂石に至るまでも亦保護されて居る。溫泉場や避暑地では附近の天然美を保護して外來客を吸引する方法として居る。例せばウエルニゲルオーデ市は其所有林中に斷崖、瀑布、巨大にして美麗な榭及山毛櫸、イヌガンソク及福壽草を恒久に保護して居る。ラインバハ市はトムベルクの玄武

岩山頂を保護し、今又個人の所有に係る山腹地で、石材切出の爲に毀損されんとするのを保存せんとて、買収に取掛つて居る。他の都市では周圍の美觀を増さんが爲に、又は休養場として公園の設置を企畫するものが多い。若し此等の公園に現存の



第十圖 (一の分四) ウサリモツア

森林地若くは畦地を包容する場合には、成るべく其の本來の地貌を變改せぬことに

注意すべきである。公園設置の費用は市の負擔たること勿論であるが、之と同じく周圍地に在る自然状態の樹林及河岸地帯等の保存及買入にも、市費を支出して貰ひたい。例せば倫敦では市の周圍に遠近を問はず、順次に六個所の景勝地を買収し

七三

て其自然状態を保存する事にした。右の中で最も廣大な、最も見事なのは強大美觀共に無比の山毛櫨に富める、バーンハム、ピーチェスと廣袤二十萬エーカー以上の珍



第二十圖 コテウゼイ

らしき堆石地 エッピン グ フ アイ レス ト である 維 納 ては 市 の 周 圍 の 森 林 帶 草 原 帶 を 四 千 萬 馬 克 で 買 取 つ た ケ ル ン ド レ

スデン、ハンノーウエル 其他の都市でも山林地を保存の目的で買収して安定した。ミン ン ヘン 市 は ハ ル ラ ヒ ン グ 附 近 の イ ザ ル 谿 地 域 を 買 収 し て 工 場 設 置 を 防 止 し 、 又 同 地 で の 植 物 採 集 を 禁 じ た 、 是 れ は 河 流 に 従 つ て 都 門 ま で 來 る ア ル ブ ス 植 物 が 同 地

に根絶せぬ爲である。同市は尙植物保護條例で右以外に取締を嚴にして居る。即ち一九〇三年の市場規則で、食糧品市場に於ては野生の植物を根付きの儘、又は球莖付きの儘で賣ることを禁止した。ニルンベルグ 及 レーゲンスブルグ の兩市でも同様に、アツモリサウ 及他の蘭科植物の販賣を禁じた(第十一圖)。他の多くの都市でも此種の禁止を實行して貰ひたいものである。野生植物若くは其部分が近時市場並に花屋で非常に慾望される商品と成つたに付いては、特に然りである。プロムベルグ の週市で著者は一八九八年の春、四十六種より少からぬ植物を見た。其中には エ ン ゴ サ ク 、 ラ ツ キ ヤ ウ 、 コ ン ロ ン サ ウ 、 ア ヤ メ イ チ ゲ 、 キ キ ヨ ウ 、 ベ ニ カ ノ コ サ ウ 、 チ ド リ サ ウ な ど が あ つ た が 、 此 等 は 同 地 植 物 區 系 の 最 も 珍 稀 な 種 類 に 屬 す る も の で 、 産 地 は 同 市 か ら 數 哩 遠 き 處 に 在 る の も あ る 、 二 三 の 市 廳 で 既 に 實 行 し て 居 る 如 く 、 根 拔 き に 至 つ た 、 ハ ー メ ル ン 市 で は シ ュ ワ イ ネ ベルグ 山 上 市 有 林 中 の 春 咲 草 を 根 拔 き に す る を 禁 じ た の で あ る 、 (第十二圖)。

近時郡州組合で天然紀念物保存に關して施設する所に見るべきものが多い。

ールワイレル郡に於て柱狀玄武岩を有する巨大な溶岩尖峯が石材切出の爲に毀損されたので、一八八九年既に之を保存する目的の協會が成立した。此協會の勸告に依り、州でも同情して石材切出作業を停止することになり、郡で此廣袤七百四十七エーカーの岩彙を漸次に買取つて、向後決して毀傷させぬやう保護の道を立てた。ブッチヒ郡は沖積砂石形成物を有するメヒアウ洞穴を買収して之を保護した。此は獨逸平地に於ける最も珍稀なもの、一つである。シレースキヒ、ホルスタイン州はデッベル石を買収し、ゾन्दルブルグ郡は其地所の買収と通路の開鑿に巨額の寄附金を支出した。リューネブルグ燥原中の矮樺泥炭地買収には州政廳もユルツン及ゾルタウ二郡も巨資を提供し、ユルツン郡は尙又向後の保護に任じ、一人の番人を置いて監視させることにした。此番人には年俸を給するのみならず、處罰に値する毀損犯行を報告する場合には、其度毎に特別の賞金を與ふることにしたのである。ウエストフーレン州は勝地保存の或大事な場合に特別な盡力をなした。由來ウストフリア洞門が既に一の顯著なる天然紀念物であるのみならず、同處に州で建設した維廉皇帝の紀念碑があるので、亦國家的關係の厚い處である(第六圖表)。然るに兩三年此方、河に面した側で、紀念碑の眞下に、石材の切出しをやり出した。是れが酷

く土地の勝景を害するのである。そこでコンウニツ博士が州政廳に同石材切出場の買収を慫慂し、州會議員の前に幻燈を用ひて毀損の狀況を示し、一場の講演をなした。此幻燈講演が非常に有效であつて、州會で現地視察の後、六萬馬克を支出して同石材切出場を買収し、斯くて此壯大な天然紀念物を保護するに至つたのである。郡組合が費金の支出に依つて天然紀念物保存に對する其の趣味を表明したのみならず、尙亦特別の保護を實行して居ることは、右に述べた如くであるが、天然紀念物が既に公共團體組合の所有に歸して居る場合には、何れも右と同様な措置が出来得べきであらう。此等の場合に於ては、只行政處分て之を安定し、若くは之れが利用を禁ずれば足りるのである。又此等の團體は其管區内に在る個人所有の天然紀念物を自己の管理保存に移して、一層安全に保護を加へ得る位地に在るのである。此他又天然紀念物保存を目的とする運動を隸屬行政機關に依つて幫助し、管下の學校博物館等に依つて促進することも出来得るであらう。

天然紀念物保存の業は、一般に國家の命即ち立法の方法で、規制するを可とするか、即ち有效であるかどうかは、今日意見が區々である。南獨逸諸邦では地方委員會で事足るべく、此方が自由機關として活動自在で、顧慮する所が少ないと信じて居

るが、普魯西では國家的の天然紀念物保存を行ふて居る。他の諸邦では一定の個體物件に對して一定の法律上の取締法を立て、居るに、ヘッセンでは紀念物保護の問題を一種の一般法で規制して居る。幾多の場合に於ては既成法律を毀損された天然紀念物の保護に適用し得るであらうが、他の場合に於ては又審美上の原則から所有權を侵すことを酷に失するとして實行し兼ねることもあらうされど天然紀念物の保護も亦公共の利益を目的とするものであるといふことに想到すれば、他の類似の問題に於けると同様に、此場合でも亦一の法律上の規定を設けることが、最良の解決法であると首肯され得るであらう。藝術品紀念物を藏する團體及地主等には豫め國家の保存官吏の許諾を得るに非ざれば之が變更若くは讓渡を禁じてある。史前の紀念物に對しても亦然りである。されば天然紀念物に對しても亦之れと同様の規定を設けて貰ひたいものである。既に國家及地方政廳で天然紀念物保護の爲に種々の法規を發布したものが多く、又幾多の邦國に於て此努力が著しく促進されて居る事は何と言つても欣喜の至である。然しながら此種の努力の實況及成績を悉く列擧することは本書紙幅の許さぬ所であるから、只最も重要なものだけを篇末に蒐録して論評することにする。

普魯西 天然紀念物保存に就ては、普魯西が先驅者であつて、之が一般の模範となつたと謂つて差支ない。既に一九〇二年の法律で各政廳及警察署に與ふるに、保護地域の外部に廣告牌や繪畫等を掲げて景勝地の風致を毀損するを禁止するの權能を以てしたが、一九〇七年七月十五日の法律で、一般に土地の保護に適用せらるる規定を設けた。是に由つて若し保護區域の外部に建築を實行することが酷く景致を毀損する場合には郡區委員會の同意を経て建築警察の許可を與へざることとを地方長官に於て命令し得る權能が與へられたのである。斯くて發布された縣郡令が百以上、警察令が二十もあるが、其中の一部は廢址及其周圍地の如き藝術上の紀念物を保護するもので、他は山林、河岸地、湖沼及景勝地の毀損を防止するもの、隨て亦天然紀念物保存の問題にも適用され得るものである。

國家的に經營することはコンウンツの建白に基づいて實行を見るに至つたのである。一九〇六年に於て天然紀念物保存の趣味、促進の爲に國費を支出することに成つたので、文部省は普魯西天然紀念物保存公署を設置した。コンウンツ博士が國家の委員として公署を管理する。所在地は今日まではダンチヒである。一九〇六年十月二十二日文部大臣は天然紀念物保存公署職務原則を發布し同公署の任務

を左の如く規定した。

一、普魯西に於ける天然紀念物の發見、調査及不斷の監視。

二、天然紀念物の保存に適切なりと思惟さるる取締法の審議。

三、毀損天然紀念物を適法に保存する爲に關係者を獎勵すること、適當な保護規則の制定及保存に要する資金の調達に關して相談に預ること。

必要な資金の調達は關係者の任ずべき仕事で、此種の資金は公署の辨じ得る所ではない。公署は官衙又は私人に對し、此事業に關して只指導を與ふるものである。或物件を提示して之を天然紀念物と認むべきや、又之を保護する方法如何と相談を受くる場合に於て、特に然りである。國家の委員は文部大臣に直屬して年々處務報告書を提出する。大臣の諮詢機關として一の顧問會議が設けてある。關係の各省から一人宛の委員が選出されて之を組織してゐる。國家委員の處務報告は近頃生れた雜誌「天然紀念物保存促進」に掲げて公表する。此はコンウンツの發行する所で今までに三卷を出して居る。公署の發表、並に天然紀念物保存に關する他の論文も掲載する。主として學者社會、行政官吏及自然好愛家等の爲にする雜誌で、天然紀念物の調査愛護、保存を獎勵し促進するを目的とするものである。寫眞や地圖を挿入

して天然紀念物の狀貌及位置を明示し、又各省の重要な制令及他の官衙の令達等も掲載してある。

保存機關擴張の爲に、文部大臣は、一九〇七年に、各州天然紀念物保存促進の原則を發布した。之に従へば何れの州にも一の州委員會を設くべく、又必要に應じて州内で、郡、區委員會を設けねばならぬのである。州委員會は全州の天然紀念物保存の促進を司り、又州内郡區委員會を代表する。右の規定と共に、又既成博物學會等は此促進運動に参加するやうに、若くは此目的で特別な組合協會等が成立するやうにと希望してある。委員會は強制を用ひず、全く自由の諒解から設立され、官衙、學會、學校の代表者並に趣味を有する私人を以て構成される。役員は名譽職である。資金の調達は委員會自身の任とする。公共團體組合から、又は關係の協會等から年々の補助金を支出させる様に努力すべく、委員會は絶えず公署と連繫を保ち、出來得る限り其希望を顧慮せねばならぬとなつて居る。此原則に従つて今までに九個の州委員會と、同數の郡區委員會が設立された。會長には殆んど一般に政廳の長官が就任して居る。シレジアでは普領上ラウジツ郡天然紀念物保存委員會が州知事を會長として成立し、市長を長とする町委員會が幾個も生れた。幹事の職は殆んど一般

に、博物學の専門家が執つて居る。例せば大學の博士、首席教師、博物館長等である。幹事を補佐する爲に事務委員が數名居る。大概は地理、地質、植物、動物學等博物學科の代表者と、一名の行政官吏とから成る。此官吏は報告係である。土地の事情又は人の都合では他の官廳若くは協會等の代表者も亦此委員と成り得ること勿論である。幹事は事務を綜轄し、會長に經過を申告し、委員會に年々の報告を爲す。州委員會及二三の郡區委員會では報告書を發行する。自由出版の冊子で、州内の重要な事件を報道し、且斯業に興味を有する人士に獎勵を與ふるものである。其他又質問箋を配附し又は配附せんとして居る。回答に基づいて天然紀念物の臺帳を作成せんとするのである。臺帳に登録するに就ては、事務員に於て一々審査を遂げる。必要の場合には現場を視察して、當該物件の果して天然紀念物と認むるに足るや否やを定める。そして保護の方法を相談もする。獎勵もする。費用は定則として、州會なり公共團體の役場なり、協會なりの負擔とする。一九〇七年に於ては是等の費用が一萬一千五百馬克を超過した。謄寫料、印刷費、郵便稅、旅費等を支辨したのである。國家委員の懲憑に依つて、一九〇八年十二月五日、伯林に於て第一回の普魯西天然紀念物保存會議を開催し、各地委員會から十五名の幹事が參列したことは、茲に一言して置く。

價値があると思ふ。

文部省が天然紀念物保存を國家的事業と認め確乎たる組織を立てたるは上述の如くであるが、同省は同事業に對して他にも極力幫助を與へて居る。文部大臣は彼のコンウンツの建白書の印行を命じ、又補助を與へて林業植物譜の編纂を促成した。建白書は地方長官を経て總ての地方議會に配布され、續いて各州學務委員會並に各州工藝紀念物保存會等にも頒與された。又上述の處務報告も學務局の手かち廣く頒布され、同書の趣意を以て盡力すべき旨の要望が添えられた。原則も文部省から管下の各方面及他官省の管下に配布し、適當な訓示を與へた。大學總長や高等工業學校長等には更に之を部下に配布し、且つ博物學會、地學會等の會長に向つて此の告示に留意すべき警告をなさしめた。福音派管長には宗監の手を経て、各住職に配布すべき委託を添えて之を送致した。加特立派寺院に配布すべき分は、同一の委託を以て、僧正達に回送した。尙府縣廳をして土木官吏及下級裁判所にも一般に配布せしめたのである。土木官吏には道路工事に當りて著名の天然紀念物に撞着する場合は、之を公署に報告すべき責務を負はしめた。文部省は斯の如く最も廣く此努力を周知せしむるに意を用ひたのみならず、自身又天然紀念物の保存を命

令したのがある。例せばノイツルレル寺領林に於て二百年を経たる榎と松の所謂古生林を採伐することを禁じた。シレジアのヌムメル山嶺の樹林も同様である。宗廳所屬の大林区イルフルド及ゴスラル(ハルツ河畔)に於ては景勝保護の爲に只植林事業のみを許して、ハルツ山の石材切出業には制限を加へたのである。

農務局に於ては彼の建白書の出づる前に、既に内國産鳥類界保護實施の爲に一の訓令を公にして居る。鳥類が與ふる利害を顧慮すると共に亦、彼が自然の裝飾であり自然を活かす要素であることに留意すべく、絶滅に瀕するものは害鳥たりとも之を保護すべしと指示してある。經濟上不用な適當な場所に鳥類存護林を設置すべきことも亦勸奨してある。一九〇七年に地方廳及中央委員會に向つて發せられた訓令も亦此方針に由るものである。鳥類保護を實行すると共に民衆を教導することも亦右各官衙の責務であるとしてある。尙他の訓令では分割工事及改修工事に際しては畝や水路に生墻又は藪を設けて鳴禽類に構巢場を供與すべきことも奨説してある。此訓令に依つてシレジア州では各郡に構巢用林が設けられた。ラチポール郡には七個所の鳥類保護場が出来た。ハンノーウルとウエストフアイレンでは相一致して路側及壕端に鳥類保護用の生墻を設けることに定められた。チューリ

ンゲンのフォン、ベルレブシュ男爵所有地内鳥類保護區の經營には大臣が國庫補助を與へて將來も永く之を保護することにした。

農業及獸醫の高等學校とブロンベルグの維廉皇帝農業學校には天然紀念物保存の促進に留意すべしとの訓示と共に、彼の原則が配與された。講義中又は修學旅行に際して、天然紀念物保存の事を説示し、且つ公署が此事業に如何に盡力して居るか、其狀況をも知らせよと奨勵してある。移民委員會、中央委員會及其他の團體へも適切な訓令が出て居る。此訓令を遵守して西普魯西クチストホレーブ移民地では林木倒伐に際して地圖桃といふ珍稀な樹種が保存され、棧園を設けて保護を全うすることが出来た。農會は又其所屬學校の教授に於て、注目し値する土地形成、動物群落及植物群落の重要にして保存すべきことを説示すべき示達を受けた。各農會は之に基づいて學校長に其地方の天然紀念物を調査して申報すべき依托を發した。萊因州に於ては實に好い材料を提出した。御料局では貸貸契約に當つて天然紀念物保存の事を忽にすべからずといふ命を發した。又御料地内の天然紀念物明細書を作りて之を公署に交附した。土木監理所は此努力の促進を其任務の一とすべきことに定められた。此規定の實施に及んで、該當地方の長官から警察令を發し

て、獨逸海岸殆と一般に濱蘇を保護するに至つた。警察令では同植物の抜取り、切取り、摘取り並に販賣を禁し、犯すものは百五十馬克までの罰金に處する旨が規定してある。海水浴場には此制令が立札で公知せしめてある。索遷國、アルテルン附近には學術上極めて趣味深き鹽生植物區系、ウラギク、ホンパノハマアカザ、シホマツバオホバコ、ハママツナ、ツメグサ等の生茂せる一地域が、開墾の爲に危害に瀕して居たが、植物學者の懇願に依り御料局とアルテルン市との兩所有者が合力して、之を取り留めた。そして原始状態で保存することになつたのである。

天然紀念物保存促進の爲に山林局の行ふた幾多の施設中、第一に擧ぐべきは林業植物譜の擴布に盡力した事である。西普魯西第一植物譜の發行後、農務大臣は州内の各林務官に一冊づつ公務用として無代價で交附させた。本書は保護を要する古生の顯著な草木樹林を擧げたもので、其所在地が行政管轄區別に、又所有關係別に記載してあるから、林野所有主及林務官、何れも一見して自家の區域内で、注意すべく、保存すべきものを、容易に發見し得るのである。此種の林業植物譜は今日までにボンメルン、ヘッセンラッサウ、シュレースウィヒホルスタイン、ハンノーヴェル、四州の分が出て居る。他は準備中である。此植物譜から、注目に値する樹木を山林地圖に記入す

べく、又原始状態で保護される林地一帯を全部記入すべきことに定められてある。此の如き記入のある山林地圖が、既に夥しく山林經理課から新刊された。州郡區委員會の事務所には望に應じて其地方の山林地圖を、無償で交附させる。其他質問箋も總ての大林区に配布された。公署は之に依つて保護すべき天然紀念物の資料を撰擇するのである。此質問箋は他の一面に於ては各大林区にて作製する天然紀念物に付ての公文書の資料にも用立つものである。珍稀動物の捕獲及屠殺を林務官に禁じた山林局の訓令は、注目に値する動物の保護を目的としたものである。無害な若くは著しく有害でない動物、例せば冬眠鼠、獾、水ツグミ、鶯、白嘴鴉、黒鴉等のみならず、渡り鷹、幾多の鷺類、翡翠、青鷺等も格別な害を及ぼさぬ場所では、之を愛惜して保護すべきことが指示してある。鷺の屠殺を全然禁止すべきことは、地方政廳に委任してある。レイドデリツツ及エルベ河畔のグリーネワルド兩大林区では、河狸が絶對に保護されて居る。之にも拘らず益々同獸の減少するところが目に付くから、保護の爲に古エルベ河に於ける或る漁獵賃貸契約を停止し、又其棲息の巢附近で漁獲することも屠殺することも全然禁止する規定を設け、或は汚水氾濫の恐なき位置に土丘を築き、木の枝を積み置く等、百方手を盡して居る。山林局が森林局部林中泥炭

地、著名の大木(第十三、十四圖)及灌木を天然紀念物として保護した例は、各州に於て

八八



樹大の中林ンゼルーユヒ郡ソルメーハ 圖三十第

枚舉するに違
ない程に澤山
ある北獨逸に
於ける古生水
松の最大叢林
は、リンドンブ
シユ大林區内
のチースブッ
に在る(西普魯
西)此地には一
部分非常に強
堅にして且つ
高齡を保てる

大樹を加へて二千本以上の標本樹が、恒久に保護されてある。ターレー大林區に於



樺毛山ルテュジの郡グンリブス州ルウーノンハ 圖四十第

ても亦、ボーデータール岬地に水松林
を保護し、一切の利用を禁止してある。
コイン大林區(ブランデンブルグ)には、
ブラーゲ沼澤地が無数の小島嶼と隣
接のブラーゲ湖とを合せて、天然紀念
物として保存される(第十五圖)樹叢は
植林的に經營され狩獵も湖上の漁獵
も一切停止されてある。ゼールツェルテッ
ルム大林區(ハンノーヴェル)には古生の
榿林がある。非常に偉大にして節瘤多
き枝を擡げた見事な姿態の榿が、百株
以上に達して居る。一番強大なものは
地上一米突の高さの處で、幹圍七、二〇
米突を算し他にも五米突以上のもの
が多い。此等の樹木は凡そ六百年を經

八九

たる古生林の殘物で尊重すべきものである。右古木の間に若芽立もある。後で植え



地温卑の園周及湖ゲーラフ 圖五十第

い。之も現状を變更せずして永く保存されることに成つて居る。其他 ミンステル 大



(區林大グルベゲーゼ)ギリドヤの上の樺 圖六十第

には此地が北獨平地に於ける唯一の短樺産地である。シュレissキヒホルスタイン州唯一の寄生木産地第十六圖は國の山林局から保護され、他の珍稀な植物(アツモ

學附近にはウアルベツケル林に豊富な地衣類區系があるので、研究用として保存されてゐる。或る特別な場合に於ては山林局は其所有に屬する地域を保存區に定めた

のみならず又隣接地域を個人がら買収して、珍稀樹種の絶滅を防止したのである。ドレーウエンツワルド大林區(西普魯西)ノイリヌムの高位泥炭地が正に其例で、此處には一九〇〇年矮樺を發見したのである。既に度々述べたり、ネブルグ燥原の矮樺泥炭地以外

リサウノ如きも多數同様に保護を受けて居る。地表の優秀な天然紀念物も、多くの郡區に於て毀損を防止された。例せばコッペンブリッゲ大林區(ハンノーヴェル)に於ては、著名な白雲岩の駢立するイト高邱が、特徴的地貌を有するので石材切出を禁じて保護されてある。キッツェンハウゼン大林區にては雜色砂石を穿貫する玄武岩が、同じく石材切出に對して保護される。此は柱狀を成せる見事なものである。ノイバルツ大林區(萊因州)に於ける巨大な石英岩たる翡翠石も同様の指定を受けて居る。西普魯西州の國有林中に在る無數の漂石も破壊を防止してある。ニインブルグ大林區(ハンノーヴェル)に於ては地上高さ三米突以上、周圍約二十四米突の移石塊(第六圖表)を分讓契約の規定に依つて山林局に讓渡した。爆裂孔で證明される如く以前は此偉大な漂石から隨分大きな片塊を割取したものであるが、今は何等の變更毀損を加ふること能はざる様に禁制されてある。

商工務大臣は地質局に内訓して、各州委員會の幹事に當該州用として出版せる地質圖を半價で讓與せしめた。

土木大臣は所轄官署へ訓令して、土木官吏が高架工事、地下工事、道路運河等の新設改修等其の職務執行に際して、天然紀念物を毀傷破損せざる様に注意せしめた。

以前はハルツ山中例せばボーデ谿谷及其周圍地の遊覽道路の開鑿及維持の如き、又はエーレンブライトスタイン驛擴張に當つて土地の美觀を保持することの如き、皆鐵道管理局で世話を焼いて居たものである。内務大臣は彼の建白書發表の後、精細な訓令を地方長官に發し、天然紀念物保存の努力を極力促進せしめんことを要望した。郡區等の長官は又部下の官吏、市會、役場等に彼の「原則」一本づゝを配付して、右と同趣旨の訓示を與へた。保護規則の實施を最も有効に促したものは、一九〇七年七月十五日の法律である。ケーニグスブルグ、プレスラウ、リィグニッツ、フランクフルト、アン、オーデル、マグデブルグ、メルゼブルグ、シュレースキッグ、ハンノーヴェル、ヒルデスハイム、リネブルグ、アーヘン等の各行政區では、此法律に基づいて警察令を定め、大小幾多の土地の勝景を保護するに至つた。例せばサムランド沿岸地一帯及ハルツ山の一部にして普領に屬する一千平方基米突の地域の如き、皆警察令で保護するに至つたものである。ステッテン市長は市令を以て或る堆石地域の賃貸を禁止した。ネーレンベルグ市はエンチヒ湖の東岸に、秀麗な山毛櫸林の立てる地域を有して居る。同地は標式的發達を示せる端堆石地として、學術上最も貴重な價値の天然紀念物である。市の當局者は石材切出し、林木採伐の爲に既に同地賃貸の手續を

了したが、後に至つて原始状態を保存することが、土地の美觀上にも亦望ましきこととであると氣付いたので、急に之を取消した。斯くて此顯著な天然紀念物の保存が安確にされたのである。

北獨逸諸邦の中で、シャウムブルグ、リッペー侯領は、天然紀念物保存に就て、ハンノー、ウエル州委員會に加盟し、ワルデック侯領は、カッセル郡委員會に加盟した。

オルデンブルグには古生森林部が二個所ある、有名なものである。恐らくは羅馬鷲が獨逸國に棲息した時代に既に生茂してゐたもので、數百年來嘗て斧斤の入らざる處である。ハースブルッホ第七圖表及ノイエンブルグの二森林即ち是である。林中にある太古の榿と山毛櫸とは、其姿形の秀麗と樹幹の雄大とて著名である。アマ、リエン榿と稱するものは幹圍、胸高の處で九、四米突を算する。チッケン榿と稱するもの柱狀樹幹も殆んど同じ大さである。幾多の樹幹は地上に横臥して草苔に埋もれて居る。腐朽した部分からは新しい相續者が生えて居る。下木はハレバミ屬、ハン、ノキ屬、クロカンバ、冬青、白山櫨、黒山櫨等の混合林である。

索遜王國ではエルベ、河岸の國有石材切出し場が土地の勝景を全然變更破壊したので、貸貸契約の満了後之を中止し、將來決して新しき切出し場を設けぬこと

に政府で規定した。又索遜瑞西の絶景地點たる稜堡上に、鐵道を布設することも許可を與へなかつた。是れは斯んな場所に交通機關の建設は不用でもあり、且つは徒に無類の勝景を毀損するに過ぎないからである。一九〇七年のドレスデン高等學校講習會に於ては索遜國郷土保護に關する幾多の講演があつて、天然紀念物のことにも深く論及する所があつた。一九〇九年三月には都邑の勝景破壊を防止する法律が發布され、風致を損する廣告標等を立つることが禁止された建物の新築若くは其の變更も風致を害する場合には、同じく禁止されることになつたのである。

ブランケンブルグとシュワルツブルグとの中間に在るシュワルツ、溪谷は、チーリ、ン、ゲンの眞珠と稱せらるゝ景勝地であるが、シュワルツ、河に沿ふて鐵道を布設する計畫があつて、秀麗な此溪谷が其の天然の美を失ふことになる筈であつた。そこでシュワルツブルグ、ルードルシタットの政廳は斷然之を許可しなかつた。之が爲に該鐵道はロッテンバッハを越ゆる迂廻路を取つて布設することになつたのである。コー、ブルグ公國では勝地保護の法律を制定したが、天然紀念物の保護も含まれてゐる。一九〇〇年にはロイス、エン、グ、レー、リ、ニ侯國の動植物保護法令集が發行された。ザク、セン、ワイ、マー、ルでは森林保護と動物保存との制令を發布した。

チーリングゲンの植物區系保護の法令は誠に必要であつた。同地方の原野は蘭科種の如き珍稀な植物に富むので有名であるが、蒐集家や交易協會等の手で標本用として是迄採取された数は實に夥しいものである。エナ附近で捕へられた植物泥棒は籠の内に八百ばかりのアツモリサウを匿して居た。多くは皆根拔きにしたものである。此男は十四日間の禁錮に處せられたが此罰は決して嚴に過ぐるものではない。裁判官は宣告の中に説いてゐる。エナ附近で此種の珍稀な植物を盗むことが風習となつて居る。若し此儘に放置するときは吾人の植物區系の最も美しい飾りが根絶されること、遠きにあらざるを以て、本犯罪はモット嚴に罰したかつたのであると。

ヘッセン大公國では、一九〇二年七月十六日附で、紀念物保護法を發布したが、其第六編には天然紀念物に關して特に詳説してある。例せば普魯西の法律では保護せらるべきものを簡単に景勝地としてあるに反し、ヘッセンの法律では天然紀念物の意義を精細に定めてある。即ち河流、岩石、樹木等の如き、地球表面の天然形成物で之を保存することが、歴史上若くは博物學上の見地から、又は土地の美觀上若くは特色上の見地から、公衆の利益となるべきものとしてある。又天然紀念物の周圍を毀

損すべき工事は之を禁ずる。但し所轄官廳の許可ある場合は此限にあらずとなつて居る。又此法律は個人の私有物に關しても規定してある。即ち所有者に其天然紀念物の自由處分を禁ずる場合には、補償を與ふると共に、亦場合に依つては強制收用も出來得ることに成つて居る。保護せらるる物件は登録を要する。紀念物臺帳に登録した天然紀念物は、此法律の保護の下に在るのである。

バーデンでは政府に於て目下法令の立案中である。ヴルテムベルグとバイエルンでは、委員會が出來て、官廳と緊密な接觸を保つに努めて居る。即ちヴルテムベルグに於ては天然物及郷土保護委員會が文部大臣を會長として成立した。關係官省の代表者及び本委員會に特別有力な幫助を與へ得る各協會も亦之に屬する。林野管理局では天然紀念物の明細書を作り始めた。一九〇七年の訓令で、山林管理に従事する官吏は國有林野に於ける天然紀念物の保存に留意し、最も力を盡くすべき様督勵された。明細書は林野外部の土地、所在地々域及其周圍にまでも及ぶべしとなつて居る。之と共に山林植物譜の調製に着手した。之にはヴルテムベルグ博物教員會から豊富な材料を提供した。其他山林管理局ではシュワーベン、アルプ地方に對して或珍稀植物種採蒐禁止の公告を時々公にし、植物の採蒐と其販賣とを警察で

嚴重に監視することに定めた。同時に學校生徒にも十分の訓誡を與へしむることにした(圖表第八)。

バイエルン國に於ては、一九〇五年王國政府の獎勵と助力とに依つて、天然保護の州委員會が創立された。會員は博物學上、文明史上及美術上の目的を有する十二の大協會の代表者から成るのである。普魯西のそれの如く、國家事業としての組織では無いけれども、行政機關の幫助を受くることは深厚である。州委員會の職務執行と公報發行とに要する費用は、政府から供與する。又右の代表者を協議のために地方に派遣するに際しては、下級官廳に移牒して、州委員會の意見を求め其注意を出來得る限り遵守すべきことを訓令する。内務省でも取扱規則を制定し天然保護に關する告示を發した。關係官衙は州委員會の機關と克く協力して天然保護の重要なことを、廣く社會に周知せしめ、必要なしに濫に天然の至寶を傷害してはならぬ。若し斯様な端緒を見出すときは適當な手段を講じて極力之を防制せねばならぬと訓示してある。州委員會と共に郡委員會町村委員會も創立された。

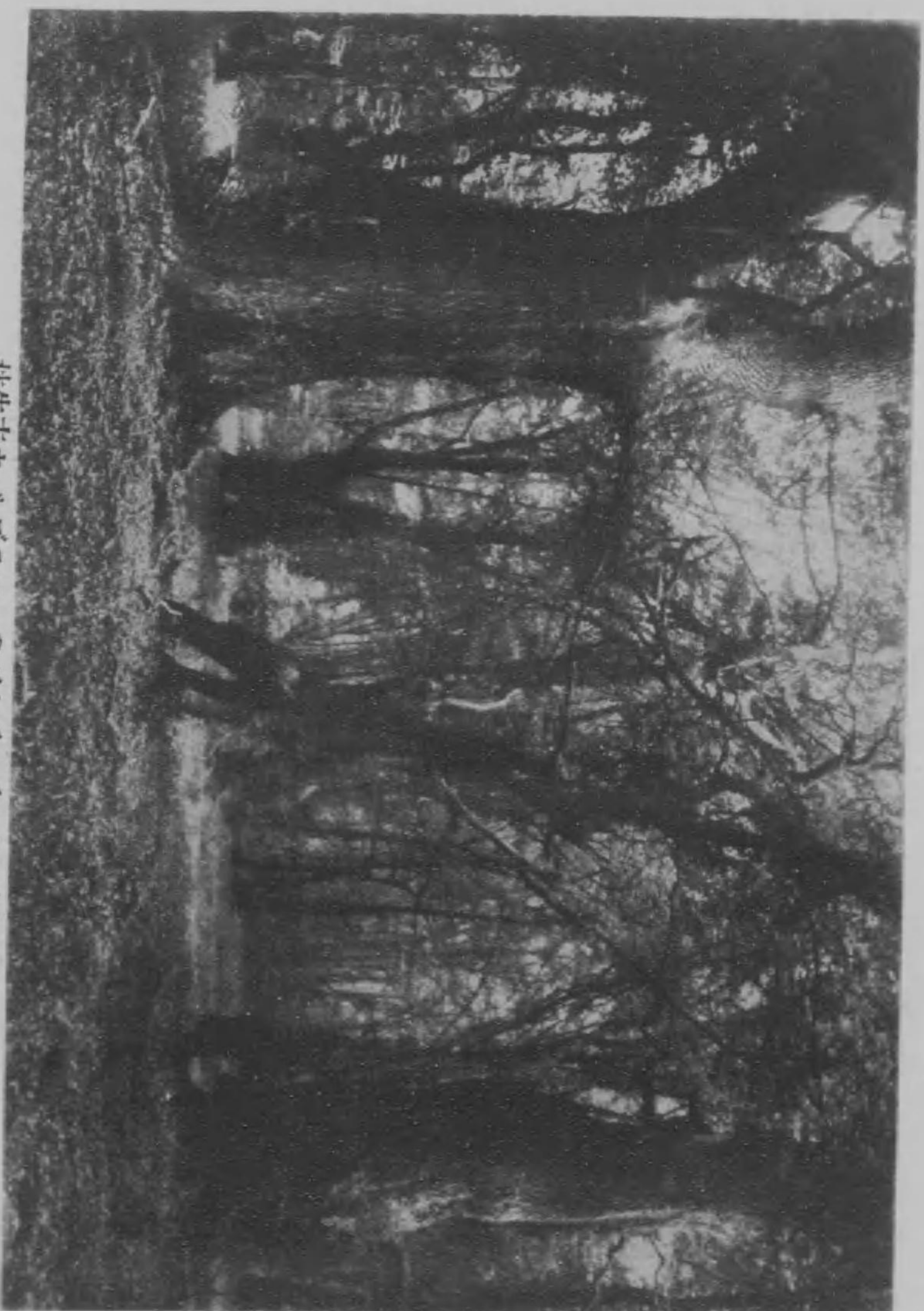
バムベルヒ附近のミールウルトは今はテルジーンハインと名づけられて立派な樹林のある所であるが、之を永久に保存する爲に、既に一八〇三年に於て國家で

買收した。ユラ山に於ける鐘乳洞とドナウ河畔の岩嶺部は特別規定で保護された。一八五二年のバイエルン國山林法では町村有及寺院有の山林も、個人有の山林も皆國家の監督の下に置くことにし、續いて山林官吏に訓令して天然紀念物の毀損破壊を極力防止すべく、若くは報告すべきことにした。一九〇五年に臺帳登録の制令が出て、各山林官衙に天然紀念物に關する特別の帳簿を備付けることを規定した。近來に至つて山林官に命ずるに地方的に珍稀な、畢常の色彩若くは形貌を有する鳥類の屠殺を、出來得る限り制限すべきことを以てしたので、夫れ以來鳥類の保護が大に行届くことになつた。村々に向つても生垣や叢林の保存、又は新設を獎勵して、構巢の機會を供與せしむるに至つた。内務省では勝地保護に格別の注意を拂ふこととなり、建築線設定に際しては其周圍地の狀況を顧慮すべきことを、當該官吏の責務と定めた。一九〇七年のバイエルン國河川法も亦其施行規則に於て、土地の美觀及び極めて重要な天然物の保存に留意すべきことを特筆した。其他鐵道管理局に於ても、多くの場合に於て天然紀念物保存に便好な處置を取つた。例へばフムプテン停車場の改築に當つて、氷河爬痕と氷河甌穴とを發見した時の如き線路を變更して之を保護することにした。アイヒステッテル支線の停車場ホーフシーレ

でも同じく軌道を變更して一株の名木を保存した。

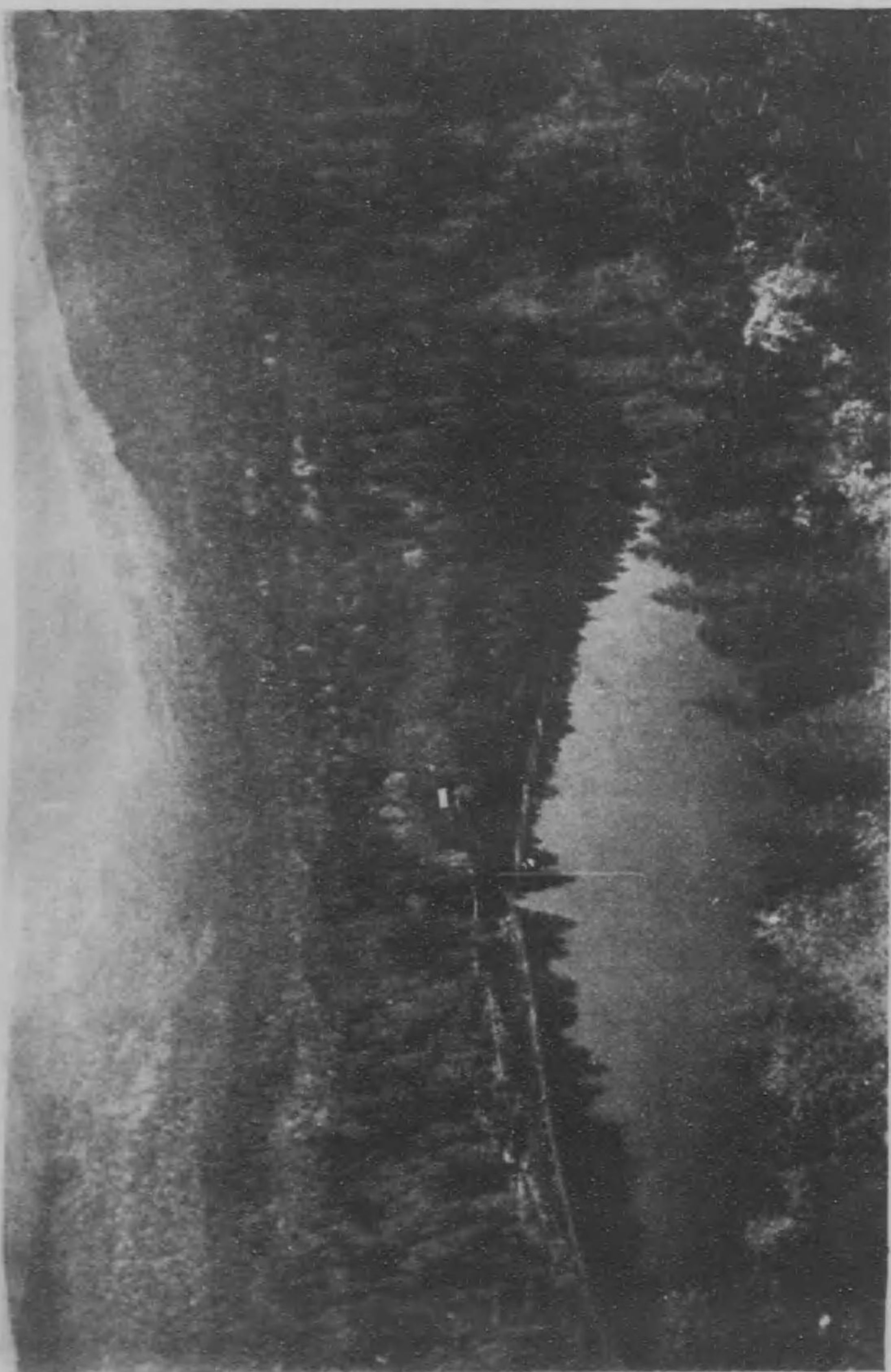
獨逸の各邦に於て天然紀念物保存が著しき進捗を見た如く、獨逸帝國官廳も亦天然紀念物の保護に關する幾多の制令を發布した。

帝國遞信管理局からは、電信電話の架設に當つて注目し値する樹木を愛護すべきことを命じたと一再に止まらない。亦景勝保存の爲に電話線を地下線に改更させたこともある。植民事務廳が動物界保護の爲に、法令を制定したことは既に前に説いた通である。陸軍官廳の側からも亦天然紀念物の安定と調査とに有力な幫助を與ふることに成つた。陸軍省は監督部、經理部、行政部、及び幼年生徒團の司令官や試験委員會に向つて訓令を發し、天然紀念物保存に留意し之に對する興味を部下に振起せしむることにした。高架工事、地下工事、荒蕪地開拓、山林伐採、又は溝渠、國道、石坑等の新設に際しては、重要な天然紀念物を損傷せぬ様に注意すべきことになつて居る。斯くてゲラウデンツ附近のコウルビーレ要塞の荒地に於て、チヅモモが保存され、ワイクセル河と要塞の所有に係るウエステルプラッテのスズシロ類の極東産地が、柵を廻らして安全にされた。練兵場に存在する天然紀念物は其圖面を中央公署に送致するを要し、又之を取除くことが必要で避くべからざる場合には、其旨



林生古ホルブヌーハのガルブゼンデルオ 表圖七第

第八圖表 シン、ワルツワルツ中のドキルドド湖



を申告せねばならぬことに成つて居る。參謀本部からは地圖作成上に重要な變更を命ぜられた名稱を詳記すべき從來の物件以外に、更に岩石、小島嶼、離島、半島、泥炭燥原、森林、森林局部、郊野等を加ふることに成つた。博物學上並に前史上重要にして興味ある地點と物件とは、之を平面圖に取つて説明書を添ゆべく、天然紀念物には標札を附することに成つた。地方の各委員會幹事は當該地域の平面圖及參謀本部地圖を測量課から特價で交附される許可を得たのである。

一九〇八年五月三十日の獨逸鳥類保護法は、鳥類に有效な保護を與へんとする自然愛好家及全國民の希望を充たしたものである。一九〇二年巴里の國際會議で、歐羅巴大陸の諸國は農業上有益な鳥類を保護することの決議をなした。盟約諸國は各其法律を此決議の趣旨に合致せしむべき義務を負ふこととなり、斯くて改正獨逸帝國鳥類保護法が出来たのである。新規定の要點は次の如くである。歐羅巴土着鳥類の巢、卵及雛兒の賣買、輸出、輸入、通過輸送轉送等を一切禁ずる。鷗とナベケリの卵の採蒐販賣は地方法律の制限なき限りは尙之を許可せらる。鳥糞又は係蹄を用ひて鳥を捕獲することは禁ぜらる。保護期間は延長して十一月十五日より十月一日までとなつた。山雀、キマワリ、キバシリは終年捕獲することが出来ない。有用野

獸若くは漁業に害を與ふる鳥類は、狩獵權若くは漁業權の所有者に於て之を殺して宜しい。葡萄園、庭園、苗圃に害を及ぼす鳥類は、只銃器を以てのみ之を殺すことが出来る。有害鳥類でも除外例が大分ある。例せば猛鳥類の中で叫鷲、羌鷲、マグソ鷹、ノスリ、鳶の如きがそれである。Kalkruhe, Dohle 共に鳥の一種、山鳥は鳥類の中に擧げてないから同様保護されるものとして然るべきである。地方法律に従つて捕獲を許可さるゝ鳥類には本法を適用しない。本法に背反する行爲は百五十馬克までの金刑若くは拘留を以て罰せらる。

奥國に於ては、一九〇三年文部省が天然紀念物保存の必要に關する維納大學哲學科の報告を徴したが、今日までそのまゝになつて居る。之に反して州に於ては敦盛草及他の蘭科植物や芍藥、深山薄雪草の如き珍稀なアルプス植物の保護に着手した深山薄雪草は觀光客が之を望むのみならず、商人が非常に多量に採取したものである。夫故にオーベルフム博士が此多量な採取を戒めたのは當然である。博士の言に曰く、植物愛好家が少量の見本を採蒐するのは差支ない。これは研究の爲でもあり又參考として保存するのであるから咎むる所はない。又アルプス植物の新しい一束を以て愉悅の情に充てる登山者の帽を飾るも宜しい。乍併下山の勝

利紀念とする以外に何等の目的なしとすれば、此の如く偶然に多量に生じて居る場所から澤山に持去ることは、決して許されない。持歸つても直に投棄して顧みないのではないか。獨塊アルペン協會の象徴は深山薄雪草の白一輪である。決して花束ではない。緑の叢の上に可憐な華やかさを見する此植物は其生長誠に遅々たるものである。之を多量に取つて帽子の周圍にグルリと挿すことは、誠に趣味の低劣を表して居るものであると。

瑞西でも亦各州に深山薄雪草保護の禁令を布いた。各行政區に於てアルプス植物の折取、堀取、販賣、輸送を法律で禁止した。郷土保護の方法も夙に制定されたが、一九〇六年には、天然紀念物及史前紀念物保存の中央委員會が創立された。各所にアルプス植物園が設置され、漂石も亦登録された。委員會は年報を發行して盛に天然物保護の思想を擴布するに努めて居る。

丁抹に於ては前世紀に、政府が大なる漂石の保存に着目した。最も巨大な漂石はヒューネンに在るダムメステーネンである。ヘッセルゲルステンとも名づけられて居る。周圍四十五米突、高さ十米突を算する。一八四六年四月八日の勅令で一切の損傷、變更を防衛されて居る。一九〇〇年には植物學者ワルミングの建言に依り國會

て二三の土地を買収して之を原始の状態にて保存することにした。スカイゲン岬附近に在るラープエルグ、ミレーと稱する移動砂丘は極めて大きなもので、砂丘地の特徴的形狀を最も美しく表示し、且つ注目に値する海濱植物區系を有するものであるが、是も亦保護されることに成つた。其後購入されたボルリスヘーデと稱する土地は陸軍省で年に二三週間射的場として使用するのみで、國家に大した功益を供するものでもないが、矢張り其土地の特色を損することなしに保存されて居る。鳥類の保護に關しても亦法律を以て規定する所があつた。

瑞典に於ては海鴨の一種や又菱の産地二三ヶ所を國家で保護することにした。農務省が天然紀念物保存の爲に設立した委員會から色々の建言を國會に提出したが、皆國民公園の建設や、或種の動植物の小保存園設置を目論見しものである。年々少なくなりつゝある熊も斯くして其全滅を免れることに成つた。此動物の保護は諾威でも亦努めて居る。前年クリスチアニアに於て一の委員會が出来て天然紀念物保存の思想を擴布することに熱心に骨折つて居る。

和蘭は既に一八八九年其の植民地ジャバ島に廣大な原始林區域を保存することにし、管理をグイテンツォルグの植物園に委任した。本國に於ては二三年前天然紀

念物保存協會が成立し、短時日の間に二十五萬馬克の釀出を見るに至つた。此金にてナールデル沖を買収して鳥類及植物の保護區とした。此地は淺水の葦原で危く排水して利用される筈であつたのである。

佛國では法律に依つて天然紀念物保存の努力が大に進捗された。フォン、テインブロー林中の二三地域も保存されて、畫家や巴理の遊山家等の觀賞に供された。勝景地の保存には特に留意されて居る。一九〇六年に一の法律が出来た。ヘッセンの紀念物保護法に似たもので、收用手續をも認めてある。二三の州では委員會が出来て勝景地の登録を初めて居る。尙名勝天然紀念物保存に關する法律を制定せんと目下準備中である。本年十月巴里で一の一般會議が催された。六個國の代表官が會合して自然状態の土地の保護を主とし、亦動植物の保護に關することも相談したのである。

英國に於ては從來天然紀念物保護に關して法律上の規定を設けなかつたけれども、顯著なる保護區域を設定したことは數多いのである。倫敦で其周圍地の自然状態を保存するに努めたことは、既に前に述べた通りである。史蹟名勝地保存國民協會の主なる活動として、各地方、森林、泥炭地、海濱地等に於ける歴史上又は風景上

著名な廣大なる地域を、十二ヶ所までも買収して之を安全にしたのである。又新興の勅立鳥類保護會も既に數ヶ處に保護區域を設定して、少なくなつた鳥類の保護に任じて居る。英領植民地に於ては天然紀念物保存の意義に於ける澤山の法令が制定された。アフリカではマトツボ山中に國立公園を設け、同所産動物界を保護して居る。アフリカの象が無暗に獵獲されて益々少なくなつた如く、印度でも野生の象が將に絶滅の危険に瀕して居る。夫故政府に於て七十年代に此動物の保護に着手した。最近に至つては鳥皮、鳥毛の輸出も禁止することに成つた。濠洲にも廣大な保存區域が設定された。シドニー附近の國立公園の如きがそれである。又之より一層廣大な區域がクインズランドに設けられた。此保護區域は南濠洲の最高山を包圍し、注目に値する原始的動植物に富んで居る處である。ニュージーランドでも亦勝景地なり、珍稀植物なり、又は特有動物なりを大規模で保護して居る。天然紀念物保存委員會も設立せられ、天然紀念物を更に買収する資金も調達するし鳥類保護區域も設定するし又報告書を發行して此思想を擴布することにも努めて居る。

日本は文明諸國のあらゆる努力に追隨するを怠らぬ國であるが、天然紀念物保存の業に於ても亦手を空うしては居なかつた。既に鶴の如きは法律を以て其絶滅を防止された。近頃東京の三好博士著植物教科書中に、普魯西に於ける天然紀念物保護の事業を詳細に説き、日本に於ても此種の機關を創設すべしとの提議を掲げたるは茲に一言して置く價值がある。



第七十圖 北米合衆國國立公園

ものである。數百萬頭を算した野牛も、今は餘す所僅に數千頭に過ぎなくなつた。併好い時機に氣が付いて、貴重な天然物の價值を認識し、之を保護することに成つ

北米合衆國の施設は天然紀念物保存を國家事業として經營する最大規模の例として、吾人が既に卷頭に引用した所である。同國は順次に六個所の國立公園を設立した。面積は合せて數千ヘクタールの廣大な地域である(第七十圖)。從來は原始林及土着動物を除りに亂暴に荒らした

たのである。国立公園に於ては銃獵も、狩獵も、嚴禁されて居る。一羽の鳥でも又は他の野生動物の一端でも殺すことは出来ぬ。聊かの傷害を加ふことも禁じてある。斯んなに行き届いて居るからして、彼の如く廣大な保護區域が、何等の毀損を受けることなくして、色々な美觀、奇觀、偉觀を呈して居る。到底他國で見られるものではない。エロウストーン公園の間歇噴泉と瀑布、セカイヤ公園の世界爺樹の如きは人口に膾炙する所、亦畫圖も少なからぬから、茲に特説するの要を見ない。ヨセミテ公園の谿谷の絶景も、亦天下の普く知る所である。グラント將軍国立公園及びレイニア国立公園の氷河爬痕地と北極地動植物區系、並にアリゾナ国立公園の化石林等、亦茲に逸すべからざるものである。右の大保護區の外又珍稀な植物鳥類、獵虎等の小保護區が無數に設けられてある。中には州で行つてゐるものもある。何れも法律の規定を以て天然紀念物の保護を行ふて居るのである。

結 論

本書説く所の保存事業は、世界一般に進歩したるを認むる、動植物の存在する全地積を保護し得る立法者より、自家園庭の一樹の美を愛惜する個人所有者に至る

まで、皆自然物の紀念すべき價値に注意を拂ふに至つた。自然好愛家及學者は立派な天然物を原始状態の儘に保存せんとするに於ては其の希望と努力を一にして居る。前者には天然美の保存が主要目的である。後者には自然の儘の自然が科學的知識の源泉である。書物でも圖畫でも標本でも補給し得ない知識の寶庫である。然れども吾人は尙幾多の希望すべきものを持つて居る。世人は自然の巨作を餘りに不注意に看過するてはあるまいか、彼等は野に森に遊ぶ、山に登る、海邊に行く、而して茲に休養を見出す、心目を樂ましむる。然れども自然との親密な關係を結び得ない。これは彼等が自然科學上の事物に疎いからである。殆ど想像以上に無識なからである。自分が路側の一石一草を知つて居るからとて、又は目についた動物の生活状態の一端を心得て居るからとて、自分が自然を樂む點には何の變りもないと言ふものあらば、之を有理であると肯定して宜からうか、繪畫、彫刻を見るにしても、其細微な諸點を見別し作者の胸臆にまでも立入ることが出来る人にして、始めて充分に美を感ずることが出来るものである。彼等の言ふ如くなれば、之をも否定せねばなるまい。花を以て室を飾るとか、鳴禽を飼ふとか、水盤に魚を泳がせて喜ぶとか、總て此等の動機は何であらうか、動植物を愛護することは清き娛樂の本である。而

して此等の生活習慣を観察し研究することは只に娯楽になるばかりではない。亦多くの教訓を興へるのである。此の如くにして始めて動物なり植物なりが可愛くなる貴くなるのである。

屋外の自然界に於ても之と變りはない。一番手近にあるものは郷里の特色、其の自然の優越で、吾人の特に親炙し得るものである。之を知り之を解するを得る人にして始めて之に敬意を拂ひ得るのである。之を愛護し之を保存せんと願望を懐き得るのである。古來獨逸人に此の自然に對する愛情が強盛であつた事は、隠れなき事實である。或は民謡に或は物語傳説に、人と自然との親密な關係が反響して居る。而して今日文明の進歩の爲に、幾多の天然紀念物が消失して仕舞つたとすれば、尙救はるべきものを吾人の爲に、吾人の子孫の爲に、保存して置くことが、愈々多く吾人の義務となるではあるまいか。郷里の自然を愛することは畢竟愛郷心の根源である。又愛國心の源泉である。

大正十年一月二十日

内務省

して此等の生活習慣を観察し研究することは只に娛樂になるばかりではない。亦多くの教訓を與へるのである。此の如くにして始めて動物なり植物なりが可愛くなる貴くなるのである。

屋外の自然界に於ても之と變りはない。一番手近にあるものは郷里の特色、其の自然の優越で、吾人の特に親炙し得るものである。之を知り之を解するを得る人にして始めて之に敬意を拂ひ得るのである。之を愛護し之を保存せんと願望を懷き得るのである。古來獨逸人に此の自然に對する愛情が強盛であつた事は、隠れなき事實である。或は民謡に或は物語傳説に、人と自然との親密な關係が反響して居る。而して今日文明の進歩の爲に、幾多の天然紀念物が消失して仕舞つたとすれば、尙救はるべきものを吾人の爲に、吾人の子孫の爲に、保存して置くことが、愈々多く吾人の義務となるではあるまいか。郷里の自然を愛することは畢竟愛郷心の根源である。又愛國心の源泉である。

大正十年一月二十日

内務省

397
135

10.5.24

終